

令和5年度第1回
横浜市学校規模適正化等検討委員会

次 第

令和5年7月6日（木）
10時30分～12時00分
横浜花咲ビル3階
303会議室

1 開会

2 議事

- (1) 「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」の見直しについて
- (2) 部会からの報告 3件

3 その他

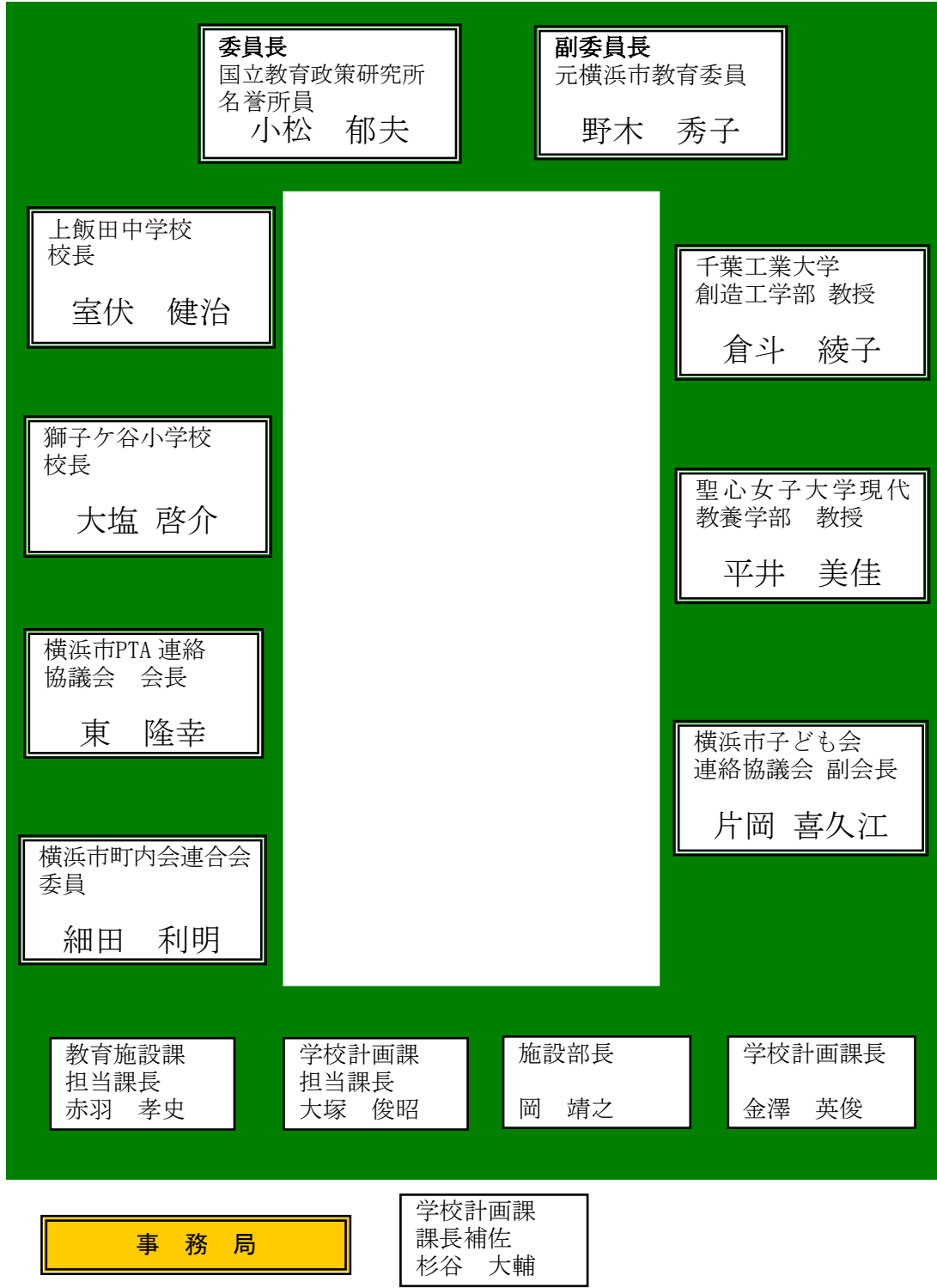
横浜市学校規模適正化等検討委員会 委員名簿 令和5年7月現在

(敬称略)

役職	氏名	所属・役職等
委員長	こまつ いくお 小松 郁夫	国立教育政策研究所 名誉所員
副委員長	のぎ ひでこ 野木 秀子	元横浜市教育委員
委員	くらかず りょうこ 倉斗 綾子	千葉工業大学創造工学部 教授
委員	ひらい みか 平井 美佳	聖心女子大学現代教養学部 教授
委員	かたおか きくえ 片岡 喜久江	横浜市子ども会連絡協議会 副会長
委員	ほそだ としあき 細田 利明	横浜市町内会連合会 委員
委員	たけはら こうたろう 竹原 浩太郎	横浜市PTA連絡協議会 会計監査
委員	あずま たかゆき 東 隆幸	横浜市PTA連絡協議会 会長
委員	おおしお けいすけ 大塩 啓介	獅子ヶ谷小学校 校長
委員	むろふし けんじ 室伏 健治	上飯田中学校 校長

事務局	おか やすゆき 岡 靖之	教育委員会事務局 施設部長
	かなざわ ひでとし 金澤 英俊	教育委員会事務局 学校計画課長
	おおつか としあき 大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課担当課長
	すぎたに だいすけ 杉谷 大輔	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	うりた ともや 瓜田 智也	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	いとう てつや 伊藤 徹也	教育委員会事務局 学校計画課担当係長
	みなくち あかね 水口 茜	教育委員会事務局 学校計画課担当
	はまじ みほ 濱路 美帆	教育委員会事務局 学校計画課担当

令和5年度第1回
横浜市学校規模適正化等検討委員会 座席表
(横浜花咲ビル3階 303 研修室)



(敬称略)



横浜市立小・中学校施設の 建替え等に関する基本方針

横浜市教育委員会
令和5年6月

改定にあたって

横浜市では、延床面積で約1,000万㎡にのぼる公共建築物を保有していますが、学校施設が最も多くを占めており、その大半は学齢期人口の増加に合わせて、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備したものです。公共施設の老朽化は全国的な課題であり、本市の学校施設も、平成12年度に策定した方針に基づき、維持管理等を適正に行うことで長寿命化を図り、築70年まで使用することとなりました。

学校施設を築70年で一律に建替えると、ピーク時には年間20校前後の建替えが必要になります。そこで横浜市教育委員会では、効率的かつ効果的に学校施設の建替えを進められるよう、一部を築70年より前倒しして事業量を平準すること等を検討し、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定しました。

この方針に従い、年間3～6校の建替えに着手し、現在までに22校で建替えの検討を行い、令和5年4月に、建替え後の新校舎が初めて供用開始となりました。建替えは、現在の児童生徒数や教育内容に応じた適切な規模で行うほか、児童生徒や教職員の使いやすい効率的な建物配置とします。また、グラウンド面積の確保や、地域防災拠点の機能改善などの地域課題の解決も図っていきます。

一方で、国は長寿命化を推進する方針を打ち出し、建替事業に取り組む中で建替えが困難な学校が判明するなど、新たな課題も生じています。本市において持続的な財政を実現するためにも、築70年までに全対象校を建替えることは現実的ではなく、長寿命化を併用しながら建替えの事業量の更なる平準化を検討する必要性が生じています。

そこで、最新の知見なども反映し、方針を見直すこととしました。

横浜市教育委員会は、児童生徒の安全安心で適切な教育環境を整えることができるよう、あらゆる手段を講じて取り組んでいきます。

目 次

- 1 「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の目的と位置づけ・・・ 1
 - (1) 建替え等基本方針の目的
 - (2) 建替え等基本方針に関連する市の計画等
横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン／横浜市公共施設等総合管理計画／横浜市中期計画 2022～2025／第4期横浜市教育振興基本計画 2022～2025／横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）／横浜市立小・中学校施設の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針／学校施設の長寿命化計画（学校保全・更新計画）

- 2 建替え基本方針の見直し・・・ 5
 - (1) 見直しの背景
長寿命化を推進する国の方針／建替えが困難な学校への対応／財政ビジョンの策定
 - (2) 見直しの方向性とその効果
主な見直しの方向性／見直しの効果

- 3 学校施設を取り巻く現状と課題・・・ 8
 - (1) 学校施設の面積
 - (2) 学校施設の築年数
 - (3) 児童生徒数
 - (4) 学校施設が抱える課題
 - (5) 教育内容の変化と「学校施設整備水準」
 - (6) これまでの建替事業の実績

- 4 学校施設の建替え等についての考え方・・・ 14
 - (1) 対象校
 - (2) 目標耐用年数と建替え等の時期
 - (3) 事業期間
 - (4) 建替えに併せて検討する事項
機能改善／隣接する小規模校との学校統合／他の公共施設等との多目的化・複合化／公民連携の推進
 - (5) 建設年度が異なる棟の取扱い
 - (6) 将来を見据えた整備水準や設備

(7) 自然環境への配慮	
(8) 建替中に必要な機能の維持	
5 建替事業の進め方	19
(1) 建替対象校の選定	
(2) 建替対象校選定の例外	
「建替対象校選定の基本」によらず建替えを検討するもの／「建替対象校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの	
(3) 建替対象校選定における留意点	
(4) 選定から建替工事の進め方	
(5) 建替えを進める上での留意点	
効率的な事業執行と財政負担の軽減／自然環境に配慮した学校施設の整備／地域まちづくりの推進への配慮／地域防災拠点の機能確保／災害への対応／学校施設の目的外利用への対応／学校の伝統やシンボルへの配慮／水泳授業の委託化の検討／バリアフリー化への対応	
6 学校施設の長寿命化について	24
(1) 建替えが困難な学校とは	
国庫補助を導入できる要件を満たしていない／建替えが困難あるいは建替時期の調整が必要	
(2) 築70年を超えて学校施設を利用することについて	
(3) 長寿命化を行う期間	
(4) 今後の進め方	
7 今後の取組	28
参考資料	29

1 「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」の目的と位置づけ

(1) 建替え等基本方針の目的

本市は全国でも最多となる482*校の小・中学校（令和5年4月現在）を抱えています。その立地や設立の背景、施設配置などは各校で異なります。

また、市全体の児童生徒数は減少傾向にあるものの、大規模な住宅開発等により増加している地域もあり、在校生が100人未満の学校から1,000人を超える学校まで、その規模等も様々です。

学校施設は以前、築40年程度で建替えていましたが、その後に築70年程度まで使用することとなったため、児童生徒数の増加等には、繰り返しの増改築等に対応してきました。この結果、多くの学校で、校舎配置が複雑、グラウンドが狭あいとなるなどの課題が生じています。

また、耐震化などの安全確保を優先してきたため、屋内環境の整備が十分とは言いがたい現状があります。

このため、平成29年5月に「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」（以下、「建替え基本方針」という。）を策定し、計画的な建替えに取り組んできました。

しかし、策定から5年を経過し、当初の想定から状況が変化してきました。そこで、これまでの建替事業の実績や、そこから見えた課題も踏まえ、建替えだけでなく長寿命化手法も取り入れ、対応が必要な全ての学校で適切に環境改善を図ることができるよう、持続的かつ安定的な建替事業の実施を目指して、建替え基本方針を見直し、「横浜市立小・中学校施設の建替え等に関する基本方針」（以下「建替え等基本方針」という。）として改定します。

※ 分校を除く。義務教育学校前期は小学校、後期は中学校に含む。高等学校附属中学校を除く。

(2) 建替え等基本方針に関連する市の計画等

ア 「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」(令和4年6月策定。以下「財政ビジョン」という。)

将来にわたる安定した市政運営の“土台”となる「持続的な財政」を実現するための、中長期の財政方針です。

今後、少子高齢化の進展や生産年齢人口の減少による市税収入の減少等の中でも必要な公共サービスを提供していく必要があります、学校施設の建替事業についても、中長期的な視点に立った持続的かつ安定的な事業実施が求められます。

<公共施設のマネジメント3原則>

保全・運営の適正化	長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の適正化と受益者負担の適正化を推進
規模の効率化	地域ごとの人口動態・分布、市民ニーズ等の変化や施設の保全更新コストの推移を見通した上で、公共建築物の規模効率化(ダウンサイジング)を、 <u>目標を設定</u> して推進
施設財源創出	資産の売却等による財源創出の工夫や国費・市債等を有効活用しながら、財政負担を軽減・平準化

具体的な課題に対応するためのアクションである「資産経営アクション」では、「一般会計で整備・運営する本市保有の公共建築物の施設総量(総床面積)について、2065年度に基準時点(2021年度)から少なくとも1割を縮減」することとしています。

イ 「横浜市公共施設等総合管理計画」(令和4年12月策定)

財政ビジョンを受け、公共施設の全体状況を整理し、経営的な視点で公共施設マネジメントを推進するための計画です。

今後、財政状況がより一層厳しさを増すことが見込まれる中、将来にわたり、公共施設が安全な状態を保ち、かつサービスの提供を維持・向上するために、長寿命化を図るだけでなく、地域特性や将来を見据えたニーズを検証し、再編整備等の機会を捉え、着実に公共施設の適正化を推進していく、としています。

学校施設については、「第6章 主な公共建築物の適正化の方針」において、「引き続き、多目的化・複合化等や建替実施時期の中長期的な平準化など計画的な再編整備を推進して」いくこととしています。また、更なる長寿命化の検

討による建替えの平準化、将来を見据えた配置や施設規模の基準などを整理することとしています。

ウ 「横浜市中期計画2022～2025」（令和4年12月確定）

2040年頃の横浜のありたい姿を示し、その実現に向け、10年程度の中長期的な9つの戦略と、戦略を踏まえて4年間に重点的に取り組む38の政策をとりまとめた計画です。

政策6「豊かな学びの環境の実現」において、「限られた財源を活用し、学校施設の環境改善や適切な維持管理を行うとともに、子どもの学習環境の充実や教職員の働きやすい環境」を実現するとしており、この建替え等基本方針は、その具体的な方針を示すものです。

また、政策38「公共施設の計画的・効果的な保全更新」において、学校施設を含む公共施設について、「将来の人口や財政を見据えた公共施設の規模・数量、質、保全更新コスト等の適正化を図りながら、長寿命化を基本とした、計画的かつ効果的な保全更新を推進」するとしています。

エ 「第4期横浜市教育振興基本計画2022～2025」（令和5年3月策定）

「横浜教育ビジョン2030」の具現化に向け、4年間で進める施策や取組をまとめた計画です。

「柱7 安全・安心でより良い教育環境 施策1 学校施設の計画的な建替え」において、「学校建替えの検討にあたっては、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化、公民連携手法の活用、自然環境に配慮した学校整備などを検討し、効果的に進める」こととしています。

また、財政ビジョンを踏まえ、事業費の更なる平準化を図ることとしています。

オ 「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」（令和5年1月策定）

横浜市役所が行う事務及び事業に関する温室効果ガス排出量削減のための措置を取りまとめた計画です。

横浜市の目指す将来像として掲げる2050年までの脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて、市内最大級の温室効果ガス排出事業者（市域全体の約5%）である横浜市役所は、排出削減に率先して取り組んでいかなければならず、市役所全体の2030年度における温室効果ガス排出量を50%削減する目標に向かい、全庁一丸となって以下の取組を進めるとしています。

- 1 公共建築物の新築・改修等における取組
- 2 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた取組
- 3 公用車における取組
- 4 施設の運用及び職員が実施する取組

これまでの市立小・中学校の建替えにおいては、高効率空調機器や複層ガラスの導入、照明設備のLED化、太陽光発電設備の設置などにより、省エネに配慮した設計を進めています。

引き続き、環境への負荷低減を図り、太陽光の利用や照明設備のLED化、内装等への木材利用などを進めるとともに、これらを学習面でも活用できるよう、整備を行います。また、既存校についても、照明設備のLED化や太陽光発電設備の設置を進めていきます。

カ 「横浜市立小・中学校施設の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(平成30年12月改定、以下「学校規模に関する基本方針」という。)

少子化により今後見込まれる児童生徒数の減少や他の教育施策、厳しい財政状況等を踏まえ、児童生徒の教育環境の改善に向けて、市立小・中学校の通学区域制度や適正な学校規模について定めるとともに、通学区域の調整や学校統合、学校新設などについての考え方を示す方針です。

学校施設の建替えと学校規模の適正化を併せて検討することが、教育環境の向上を実現するうえで効果的な場合があるため、両方針で連携して取り組んでいきます。

キ 「学校施設の長寿命化計画(学校保全・更新計画)」(平成30年3月策定)

児童・生徒の教育環境の維持・向上を第一に考えつつ、学校施設を総合的に捉え、長寿命化を基本とし、コストの縮減と平準化や教育環境の質的改善も考慮しながら、適正に改修・建替えるための計画です。

「横浜市公共施設等総合管理計画」の個別計画の一つです。

2 建替え基本方針の見直し

(1) 見直しの背景

今回の建替え基本方針見直しの背景には、長寿命化を推進する国の方針、建替えが困難な学校への対応、財政ビジョンの策定の3つの視点があります。

ア 長寿命化を推進する国の方針

文部科学省は、「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」（令和4年3月公表）において、「限られた予算で学校施設の安全を確保し、機能向上を図っていくために、建替えに比べ工事費縮減や廃棄物抑制を見込むことができる長寿命化改修への転換を進めていく」とし、学校設置者として、「教育環境向上と老朽化対策を一体的に図る長寿命化改修等の積極的な推進」が求められています。

イ 建替えが困難な学校への対応

これまでの建替事業実施を通し、建替えを検討したものの、老朽化がそれほど進んでいない、物理的に工事が困難などの理由により、すぐに建替えが難しい学校が一定数存在することが判明しました。このため、建替え以外の方法で老朽化対策等を行う必要があります。

これらの学校の一部について「耐用年数評価※」を行ったところ、適切な維持保全を行うことで、築70年を過ぎても安全に学校施設を使用できる可能性があることが判明しています。

※耐用年数評価…耐力壁や柱、梁の状況を確認し、構造躯体が、今後、何年程度使用が可能か、物理的に評価するもの

ウ 財政ビジョンの策定（P.2 参照）

本市の厳しい財政状況を踏まえ策定された財政ビジョンの「資産経営アクション」において、「一般会計で整備・運営する本市保有の公共施設の施設総量（総床面積）について、2065年度に基準時点（2021年度末）から少なくとも1割を縮減」するとされています。

学校施設についても、これを達成する必要があります。

(2) 見直しの方向性とその効果

これらの方針や課題に対応するため、また、厳しい財政状況に対応して事業量を平準化するため、次のような方向性で取り組みます。

ア 主な見直しの方向性

(ア) 築 70 年を超えた長寿命化

「長寿命化改修」等に取り組み、築 70 年を超えて一部の学校施設を使用し、建替えの事業期間を延ばして事業費を平準化します。

長寿命化は、建替えが困難な学校への対策としても検討していきます。

(イ) 教育環境の改善への取組等

長寿命化改修に加え、木質化、断熱化、間取りの変更などの大規模リニューアルの実施を併せて検討し、新たな教育活動への対応や教育環境の改善を図ります。

また、深刻化する気候変動への対応に取り組むとともに、引き続き、GIGA スクールなど教育の ICT 化や校舎のバリアフリー化を進めます。

<長寿命化改修と大規模リニューアル>

- ・長寿命化改修…主に耐力壁や柱、梁などの保全や強化を行う改修。築 70 年を過ぎ、中長期にわたり学校施設を使用する際に実施を検討
- ・大規模リニューアル（リノベーション）…設備や内装等の大幅な改善を図る改修

(ウ) 水泳授業の委託化の検討

水泳授業の委託化を検討し、水泳授業の質の向上や維持管理の負担軽減を図ります。また、委託化で外部のプールを活用することにより、学校プールの更新費等の縮減につなげます。

イ 見直しの効果

見直し前に比べ、少子化の状況を踏まえた学校規模適正化の状況を反映することで、2065 年度時点の学校施設の施設量（床面積）について、「基準時点である 2021 年度末から 1 割以上（12%^{*1}）の縮減」となると試算しています。

総事業費は、対象校を旧耐震の 384 校から全 482 校に広げるため、約 1 兆円から約 1 兆 2,000 億円となる見込みですが、事業期間が延びることにより、単年度の事業費を約 400 億円から約 260 億円に平準化することが可能^{*2}と試算しています。

また、2021年から2065年までの学校施設の修繕費等を含む保全更新コスト^{※3}は、見直し前の約1兆8,200億円から約1兆5,550億円へと約2,650億円の削減となると試算しています。

- ※1 各校一律に児童生徒数が減少すると仮定し、築年数の古い学校から順に建替えもしくは長寿命化に着手する想定のもとにシミュレーションした数値。(個別の事情は考慮したものではない。)
 - ※2 事業期間の延長により少子化が進み、児童生徒数の減少が進んだ段階での小規模な建替え、学校統合が進むことによる学校数の減少が見込まれるため。事業費だけでなく、施設面積の抑制も可能。
 - ※3 建替事業費と長寿命化等費用、保全費用(150億円/年と仮定)の累計
- ※※ 事業費等の試算はいずれも物価上昇等は考慮せず。

3 学校施設を取り巻く現状と課題

(1) 学校施設の面積

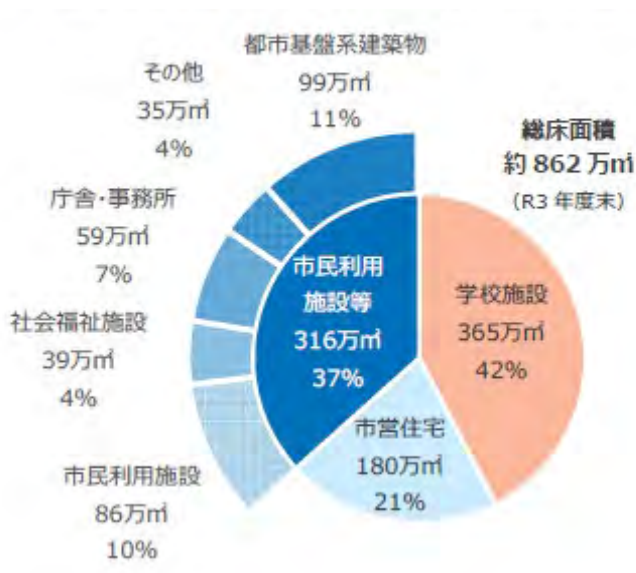
本市の全会計（一般会計・企業会計・特別会計）における公共建築物の総数は2,600施設、総床面積は約1,000万㎡です。

出典：横浜市公共建築物マネジメント白書（第2版・令和元年7月）

上記のうち、令和3年度末時点において、一般会計で整備・運営する本市の公共建築物の施設数は約2,300施設、総床面積は約862万㎡です。そのうち学校施設は、高等学校、特別支援学校等も含めると約500校、約365万㎡で、公共建築物面積の約4割を占めています。

出典：横浜市公共施設等総合管理計画

【図1】一般会計で整備する公共建築物の床面積割合

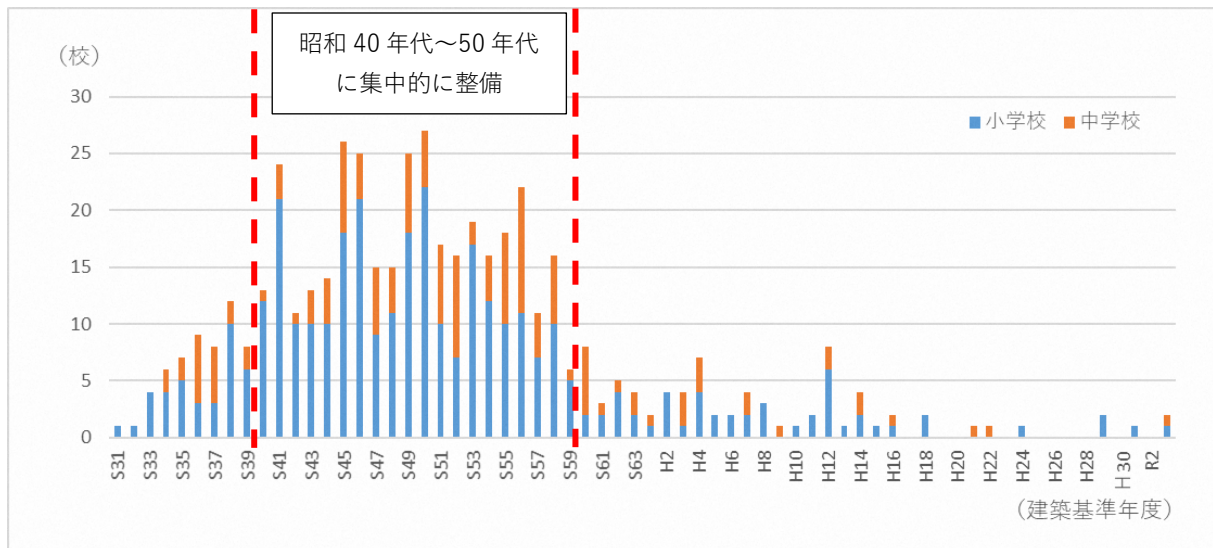


出典：横浜市公共施設等総合管理計画

(2) 学校施設の築年数

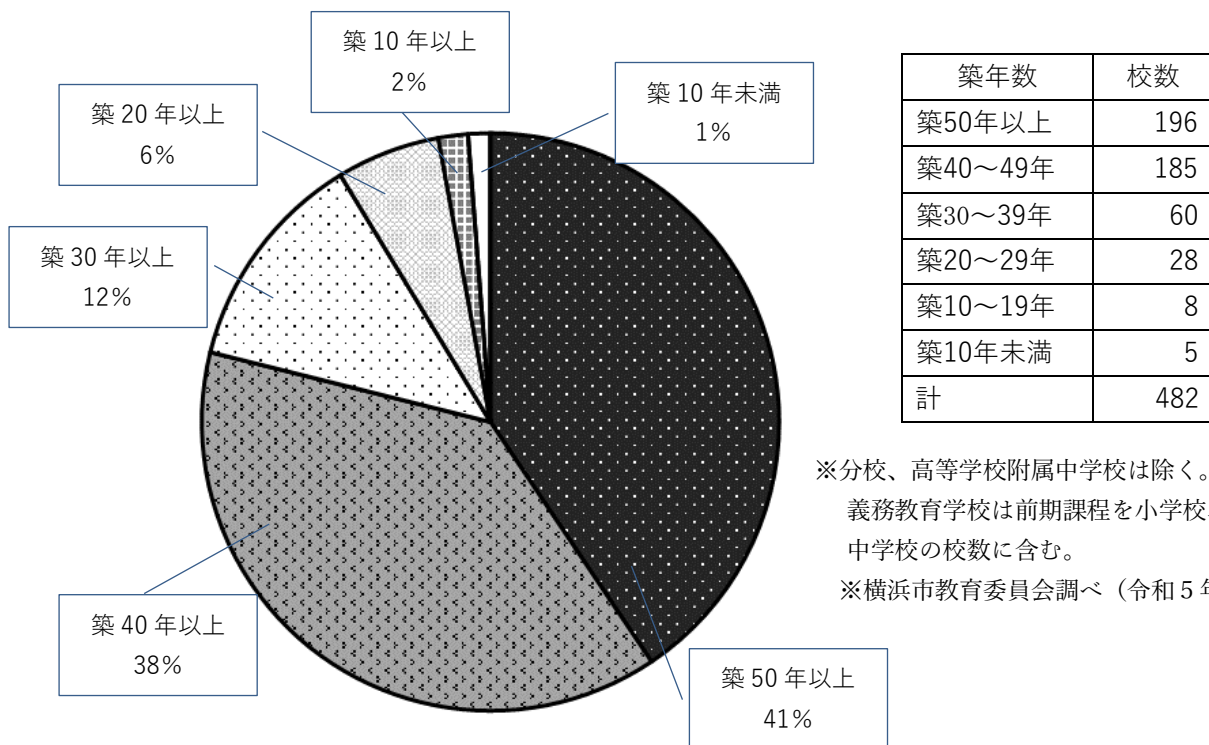
本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきました。そのため、現在では4割以上の学校が築50年を経過しています。

【図2】 横浜市立小・中学校の建設年度



※横浜市教育委員会調べ

【図3】 横浜市立小・中学校の築年数



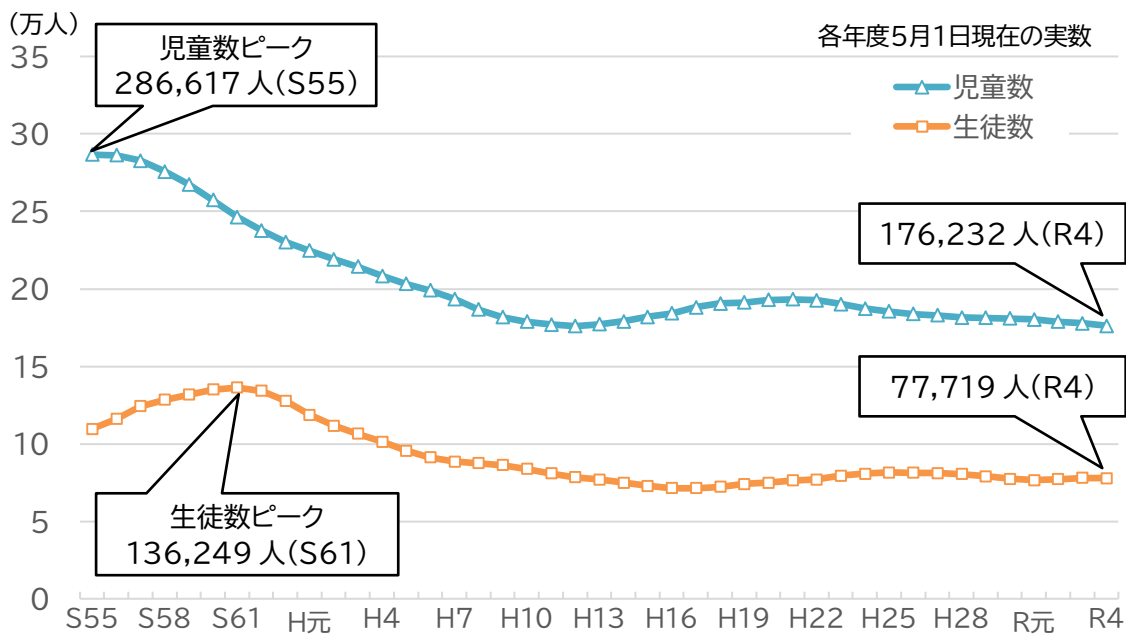
(3) 児童生徒数

本市の児童数（小学生）は昭和55（1980）年度の286,617人をピークに減少し、令和4（2022）年度には176,232人と、ピーク時の61.5%となりました。

また、生徒数（中学生）は昭和61（1986）年度の136,249人をピークに減少し、令和4（2022）年度には77,719人と、ピーク時の57.0%となりました。

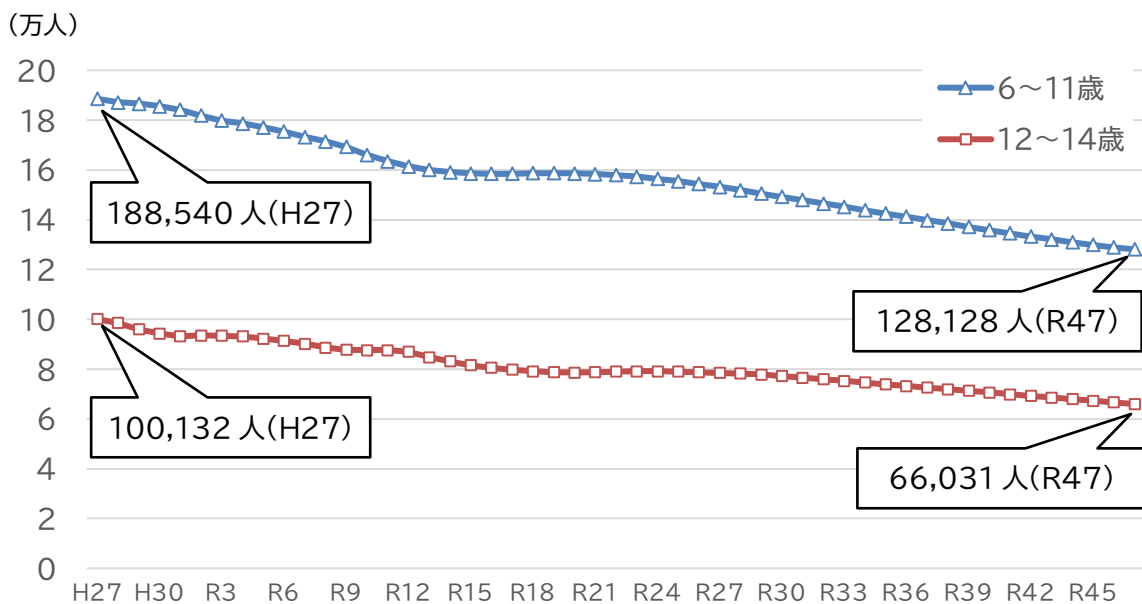
なお、横浜市将来人口推計では、今後も学齢期人口の減少は続き、令和47(2065)年には、令和4年比で約7割となることが見込まれています。

【図4】 横浜市立小・中学校の児童生徒数の推移



【図5】 横浜市の将来学齢期人口推計

※横浜市教育委員会調べ



※義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む。

出典：横浜市将来人口推計

(4) 学校施設が抱える課題

本市では、住宅地内にあるなど敷地面積が狭あいな小・中学校が多く、グラウンド面積は、小・中学校1校あたり、児童生徒1人あたりともに21都市中最低水準です。市の基準面積（小学校3,800㎡、中学校5,200㎡）に満たない学校も52%に上ります。

敷地についても、形状が不整形な学校や、段差や傾斜がある学校があります。

また、大規模な住宅開発等による児童生徒数の急増等への対応で頻繁に増改築や内部改修を行ってきたため、建設当初と現状が大きく異なり、施設配置が複雑で使い勝手が良くない、あるいは授業や行事等で活用しづらい学校が多くあります。

加えて、一部の学校は、浸水想定区域内にあるため、または敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されているため、防災面の対応が求められています。

【図6】指定都市及び東京都区部の児童生徒数及び施設面積

【小学校】

(単位 面積=㎡)

	校数	1校あたり						1人あたり							
		児童数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積	
横浜市	341	538	(4)	12,540	(17)	3,725	(20)	5,856	(11)	23.3	(18)	6.9	(21)	10.9	(15)
21都市平均	177	471	-	15,469	-	7,153	-	5,843	-	33.8	-	15.7	-	12.6	-

【中学校】

(単位 面積=㎡)

	校数	1校あたり						1人あたり							
		生徒数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積	
横浜市	147	614	(3)	18,361	(16)	6,423	(20)	6,383	(17)	29.9	(18)	10.5	(21)	10.4	(20)
21都市平均	83	495	-	21,705	-	10,777	-	6,895	-	45.4	-	22.7	-	14.3	-

出典：大都市比較統計年表（令和2年5月現在）

※（ ）は21都市の中での順位

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

※他都市の数値等は巻末「参考資料」参照

(5) 教育内容の変化と「学校施設整備水準」

これまで、学習指導要領の変更等に併せて、必要な特別教室や諸室の種類・面積を示す市の基準「学校施設整備水準」の見直しを随時、行ってきました。これにより、個別支援教室や多目的室、武道場などを新たに整備することとしたほか、体育館のアリーナ面積も広げてきました。

また、学級編制に係る法律の改正による35人学級への対応も進めています。

学校教育に必要な面積は増加傾向ですが、敷地面積が狭い学校では、増改築や内部改修によるこれ以上の対応が難しく、現状では、市の整備水準を下回っている学校が多くあります。

【図7】建替えによる面積の変化

<都岡小学校建替えの例>

	建替前	建替後
保有教室	普通 14－個別 3－特別 6－多目 0	普通 13－個別 3－特別 6－多目 7
延床面積	約 5,800 m ²	約 7,100 m ²

<汐見台小学校建替えの例>

	建替前	建替後
保有教室	普通 30－個別 2－特別 5－多目 1	普通 23CR－個別 2－特別 7－多目 5
延床面積	約 6,800 m ²	約 8,600 m ²

<二俣川小学校建替えの例>

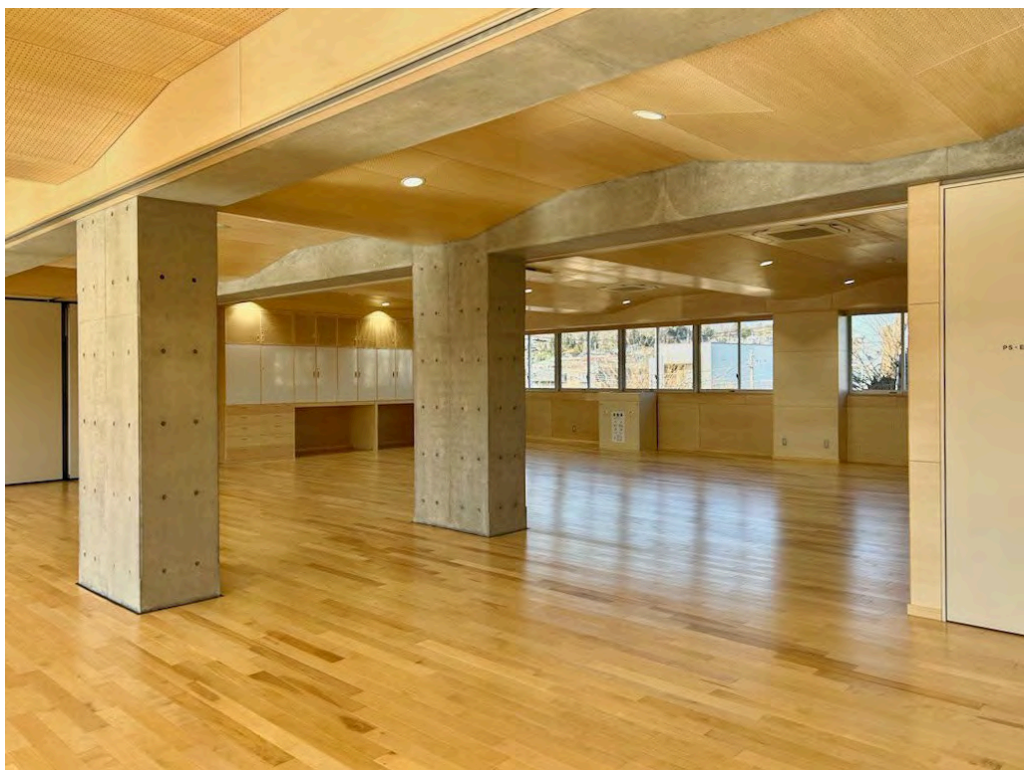
	建替前	建替後
保有教室	普通 19－個別 3－特別 5－多目 1	普通 23－個別 2－特別 6－多目 8.5
延床面積	約 5,900 m ²	約 8,000 m ²

※横浜市教育委員会調べ

【建替校の一例】都岡小学校（旭区）の校舎棟外観、音楽室



外観



可動間仕切りにより一体的に使用できる音楽室（奥）と多目的室（手前）

4 学校施設の建替え等についての考え方

(1) 対象校

財政ビジョンで「全ての公共建築物を対象にファシリティマネジメントを推進する」としたことを踏まえ、旧耐震基準で建設された384校から拡大し、全小・中学校482校を対象とするとともに、建替えに加え長寿命化も選択肢とします。これにより、建替えの事業量の平準化や学校施設の施設量（床面積）の縮減、経費縮減等を図ります。

なお、特別支援学校は、児童生徒の特性から「居ながら建替え」が困難なこと、「特別支援学校設置基準」（令和3年9月公布）への対応も検討する必要があることなどから、この基本方針の対象には含めず、別に方針を検討します。

また、高等学校については、入学試験や学校ごとの特色ある教育内容への対応などについて検討する必要があることから、この基本方針の対象には含めず、別に方針を検討します。

【図8】 対象の学校数

令和5年4月1日現在

建設年度	昭和56年度以前 (旧耐震基準)	昭和57年度以降 (新耐震基準)	計
小学校	266校	72校	338校
中学校	105校	39校	144校
計	374校	109校	482校

※分校、高等学校附属中学校は除く。義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む。旧耐震基準の学校数は、平成29年5月時点では384校。

(2) 目標耐用年数と建替え等の時期

「横浜市公共施設等総合管理計画」（P.2参照）で、本市の公共施設の目標耐用年数を原則として「70年以上」としているため、学校施設の目標耐用年数も「70年以上」とします。

複雑な施設配置や狭あいなグラウンド面積、防災への対応など、建替えを行わないと解決できない課題のある学校については、教育環境の向上を図るため、効果的に長寿命化を取り入れ建替えの事業量を平準化しつつ、建替えを検討していきます。

一方で、課題が少なく、長寿命化が可能な学校は70年を超えて使用することも検討し、長寿命化改修や大規模リニューアルも選択肢とします。

(3) 事業期間

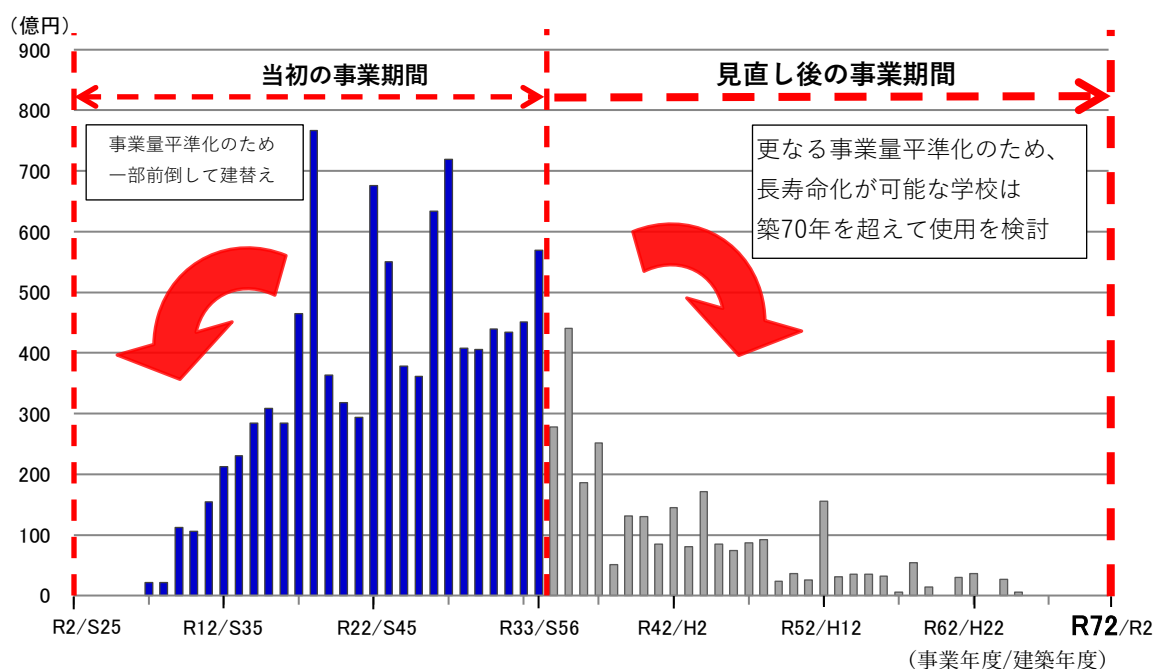
事業期間は、令和2（2020）年度に新設された小学校が築70年に達する令和72（2090）年度までとします※¹。

また、事業費は、建替えに加え、長寿命化改修・大規模リニューアルにかかる経費とします※²。

※1 築70年に満たない学校の一部を前倒して建替えることに加え、築70年を超え後倒し（長寿命化を図った後に建替え）する想定。

※2 解体費、仮設費、グラウンド整備費を含む。工事中の代替運動場費用等は含まず。

【図9】事業期間（事業量の平準化）



- ・ 築70年で建替えた場合
旧耐震基準の384校が対象。事業期間の事業費は約1兆円。ピーク時の事業費は単年度で約800億円。
- ・ 建替え基本方針（平成29年5月策定）
旧耐震基準の384校が対象。事業量平準化のため、築70年を超えない範囲で一部前倒して建替えを実施。事業期間は令和33（2051）年度まで、ピーク時の事業費は単年度で約400億円。
- ・ 建替え等基本方針（今回の見直し）
新耐震基準を含む全482校が対象。更なる事業量平準化のため、長寿命化が可能な学校は70年を超えて使用することで事業期間を令和72（2090）年まで延長。ピーク時の事業費を単年度で約260億円に圧縮。

(4) 建替えに併せて検討する事項

学校施設の建替えは、単に老朽化対策にとどまらず、教育環境の向上や公共建築物のファシリティマネジメントを進める重要な機会であるため、学校施設の機能改善、隣接する小規模校との学校統合、他の公共施設等との複合化(再編整備)、公民連携の推進といった視点からも検討します。

ア 機能改善

建替えにあたっては、「学校施設整備水準」に沿った整備を行うとともに、児童生徒の安全確保や将来を見据えた学校教育・学校運営に配慮した施設配置、動線計画とし、機能改善を図ります。また、防災上課題のある学校※は、複合災害やレジリエンス(回復力)にも配慮した計画とします。

※ 防災上の課題のある学校

- ・0.5m以上の浸水が想定される学校…16%
- ・敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校…14%

イ 隣接する小規模校との学校統合等

市内には、学校の小規模校化が進む地域もあります。「学校規模に関する基本方針」(P.4 参照)では、小規模校(11学級以下、中学校で8学級以下)は異学年で一緒に活動する機会が増え、子ども同士がよく知り合うことができる一方で、多様な個性と触れ合える機会が少なくなる、行事や校内外活動が限定されるなどの課題があり、今後も規模適正化により教育環境の改善を進めていく必要があるとしています。

これを踏まえ、小規模校周辺校の学校を建替える際には、「学校規模に関する基本方針」に基づき、隣接する小規模校との学校統合等を検討します。

ウ 他の公共施設等との多目的化・複合化

「横浜市公共施設等総合管理計画」(P.2 参照)では、「大規模改修や建替え、新築など、大規模な投資を行う場合や施設の統廃合を行う機会に、多目的化・複合化などの再編整備を図る」こととしています。

多目的化・複合化を行うと、維持管理費等の効率化が期待できます。また、複合施設の機能を授業や学校行事等、学校教育で活用することや、地域の拠点形成も期待できることから、学校建替えにあたっては、周辺の公共施設等の配置や建替え計画等に十分配慮し、多目的化・複合化の検討を行います。

<多目的化・複合化の実績>

- ・コミュニティハウスとの複合化…3校

エ 公民連携の推進

学校建替え等に民間ノウハウや資金を活用することで、整備や維持管理等に係る財政負担の軽減や平準化だけでなく、工期短縮や建替え後の高いサービス水準の維持管理等が期待できます。

複合化を進めた場合にその効果が期待できることから、駅に近いなど市民にとって利便性が高く、商業地域など高度利用が可能な場所にあり、複合化等により民間ノウハウの活用が期待できる学校施設の建替え等を中心に、PFIなどの公民連携手法※の導入を検討するとともに、順次、適用範囲を拡大していきます。

なお、公民連携手法の導入の検討にあたっては、「横浜市中小企業振興基本条例」（平成22年4月策定）にも配慮し、市内企業等の公民連携事業への参画促進等を目的とする「横浜PPPプラットフォーム」の取組などとも連携して進めていきます。

※公民連携（PPP：Public Private Partnership）手法…公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。PPPには、PFI法に基づき公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行うPFIを始め、指定管理者制度、包括的民間委託など様々な手法が含まれる。

<複合化事例における公民連携手法導入の検討>

- ・駅に近く商業地域にある立地を活かした、豊岡小学校（鶴見区）と図書館、保育所等の複合化において、公民連携手法の導入の可能性も含めて検討中（令和5年6月現在）

(5) 建設年度が異なる棟の取扱い

建替えが必要な学校において、校舎や体育館、プール等の棟ごとに建設年度が異なる場合、耐用年数に達するタイミングで各棟を建替えると、施設配置の制約が大きくなり、施設の集約化等による敷地の適正利用や施設の使い勝手の向上などの目的達成が困難になります。

このため、同時期に建替えることを基本とし、最古の棟の築年数及び学校施設全体の平均築年数から、建替時期を総合的に判断します。

ただし、建替後の施設配置計画に影響が少ない場合や学校施設全体の建替えが困難な場合などは、一部建替えや長寿命化改修、大規模リニューアルも検討します。

(6) 将来を見据えた整備水準や設備

児童生徒の安全・安心を確保し、より良い教育環境を整備するため、最新の「学校施設整備水準」や仕様に基づき設計します。

また、敷地の効率的な活用による施設及びグラウンド等の必要面積の確保やコンパクトな施設配置による使いやすさの向上、維持管理費の効率化を図るため、用途地域等を勘案しながら、必要に応じて高層化を検討します。

併せて、建設後70年以上の長期にわたり使用することを踏まえ、ライフサイクルコスト縮減のために、耐久性が高く、保全が容易であることや将来の用途変更への対応を考慮した整備を行います。

(7) 自然環境への配慮

自然エネルギーの有効利用、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入、木材の利用、断熱性能の向上、照明や冷暖房器具の省エネ化などにより、環境への負荷を低減した施設となるよう検討します。

(8) 建替中に必要な機能の維持

建替工事等は学校教育を現地で維持しながら行うため、建替中の学校施設について、特別教室や給食室等も含め、必要な機能の維持に努めます。

特に、グラウンドに仮設校舎や新校舎を設置する際は、グラウンドの使用が大幅に制限されます。体育授業の実施や地域防災拠点としての機能が継続できるよう、体育館の継続利用に努め、運動会など体育館では実施困難な学校行事等については、学校予定地等の未利用公共用地や近隣の小・中学校等の活用を検討します。

5 建替事業の進め方

(1) 建替対象校の選定

建替対象校の選定は、原則として築年数の古い学校から行うことを基本とし、国庫補助の対象となる学校から選定します。なお、国庫補助対象の要件については、耐力度調査*等により確認します。

※耐力度調査…学校施設における「建物の構造耐力」、「経年による耐力・機能の低下」、「立地による影響」の3項目を総合的に判断し、建物躯体の健全度を評価する調査

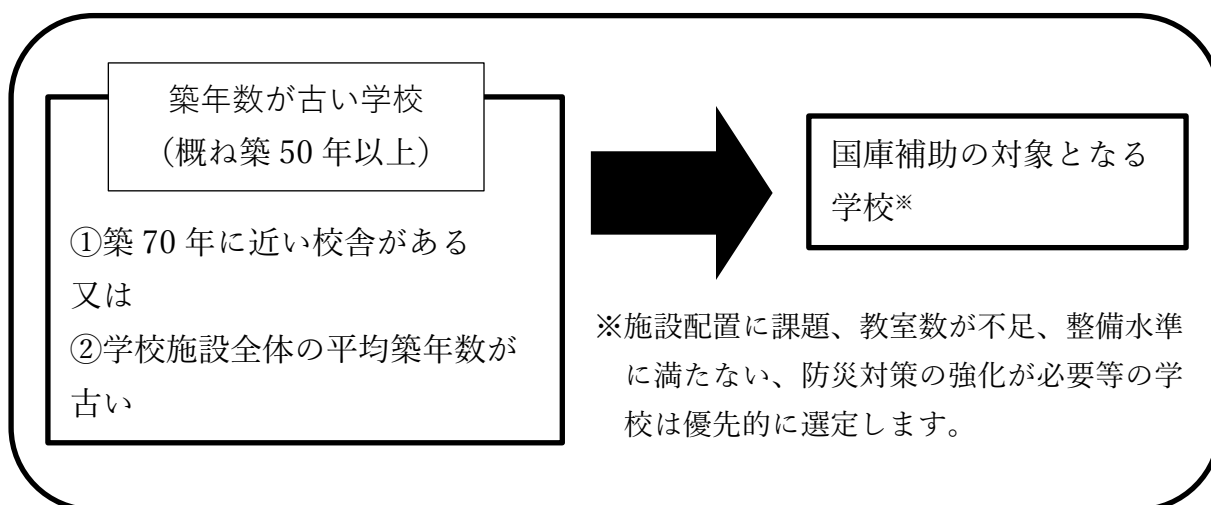
選定にあたっては、教育委員会事務局内に設置する「建替対象校選定会議」において、最古の棟が概ね築50年以上の学校から、最古の棟の築年数及び学校施設全体の平均築年数を総合的に判断して選定します。

また、教育環境や防災面に課題が多く、建替え以外の方法では改善が見込めない学校は、優先的に建替えの検討を行います。

【優先的に建替える学校の例】

- ①児童生徒の安全確保や学校教育・学校運営に支障が生じている学校（学校施設が特殊な形状や複雑な配置である、頻回な増改築により動線が長く複雑になることで使い勝手が悪い等）
- ②多目的室がないなど、整備水準を大きく下回る学校
- ③建替えに併せた防災対策の強化が望ましい学校（浸水想定区域にある、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている等）

【図 10】 建替対象校選定の基本



(2) 建替対象校選定の例外

ア 「建替対象校選定の基本」によらず建替えを検討するもの

(ア) 学校規模適正化に併せた建替えが望ましいと判断された場合

(イ) 他の公共施設等との複合化等に併せて建替えが望ましいと判断された場合

(ウ) 児童生徒の急増等に伴い、教室確保のために建替えが望ましいと判断された場合

(エ) その他、建替えることが妥当と認められる場合

イ 「建替対象校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの

(ア) 小規模校化し適正規模校化が見込まれない場合

(イ) その他、当面の間、建替えを見送ることが妥当と認められる場合（直近に大規模改修等を行っている場合等。個々の実情に応じた対応を検討）

(3) 建替対象校選定における留意点

同じ子どもが小学校、中学校それぞれで建替工事期間に在学し、教育環境に大きな制約がある中で学校生活を送り続けることを避けるために、学区が重なる小・中学校の建替えは一定年数を開けることとし、やむを得ず連続した建替えが必要な場合は、原則中学校を先に建替えることとします。

(4) 選定から建替工事の進め方

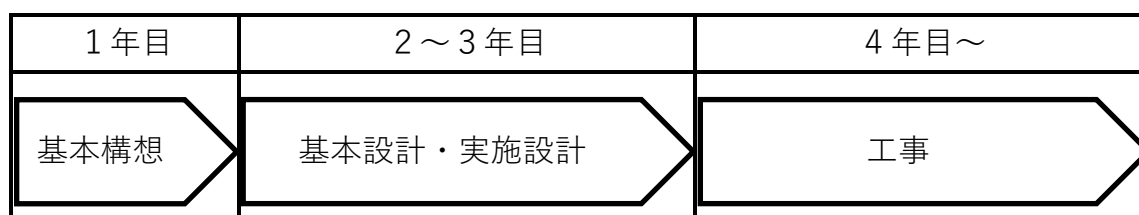
建替事業の標準的なスケジュールとして、1年目に基本構想、2～3年目に基本設計・実施設計、4年目以降に建替工事等の実施を想定しています。

校舎本体の建設工事等は学校教育を現地で維持しながら行うため、一般的な建築に比べ時間を要します。これまでの事例では、仮設校舎を設置しない学校で3年程度、仮設校舎等を設置せざるを得ない学校や、工程上ローリング（順次解体・建築を繰り返す工法）せざるを得ない学校では、5年以上要する場合があります。

校舎の状況、配置状況、敷地規模等によって学校ごとに工事内容が異なるため、地域や保護者、教職員の意見も踏まえ、建替えを進めていきます。また、検討状況などを関係者へ丁寧に説明しながら進めていきます。

なお、工事を進める際は、「4(7)建替中に必要な機能の維持」等に配慮していきます。

【図 11】 建替えまでの標準的なスケジュール



(5) 建替えを進める上での留意点

ア 効率的な事業執行と財政負担の軽減

事業費や工事期間、児童生徒への負担軽減等の面から、効率的な設計・工法等を選択して進めます。また、建替えに比べ、工事費を縮減できる長寿命化改修等を効果的に取り入れ、事業量を平準化して財政負担の軽減を図ります。

加えて、国庫補助の補助率の見直しや適用範囲の拡大等を国に求め、財源確保に努めていきます。

イ 自然環境に配慮した学校施設の整備

気候変動等の社会的な課題を踏まえ、環境への負荷の低減を図るため、「横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）」(P.3) や「横浜市の公共建築物における環境配慮基準」(令和 5 年 1 月改定) に基づき、ZEB Oriented相当[※]の省エネ基準を達成するとともに、引き続き太陽光発電設備の設置や照明のLED化を図り、これらを学習面でも活用できる学校施設の整備を目指します。

また、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」(令和 4 年 4 月策定) を踏まえ、学校施設においても、積極的に木造化・木質化を進め、児童生徒にとって身近な空間で木材を利用し、健康的で温もりのある快適な教育環境を整備していきます。なお、その財源として、国からの森林環境譲与税を活用します。

※ZEB oriented相当…40%以上のエネルギー消費量削減を目標

<これまでの木造化の実績>

- ・万騎が原小学校（旭区）において、木造 3 階建て校舎を、令和 8 年の完成を目指して整備中。（令和 5 年 3 月現在）

ウ 地域まちづくりの推進への配慮

学校施設の建替えは地域の課題解決の重要な契機ともなります。そのため、地域の実情やニーズを的確に把握し、検討する必要があります。関係区局が連携し、地域の声を反映しながら、地域課題の解決や地域のまちづくりに資する施設として整備できるよう配慮します。

エ 地域防災拠点の機能確保

地域防災拠点に指定されている横浜市立小・中学校は、令和5年4月1日現在で442校あります。建替期間中に震災が発生することも想定し、体育館の継続利用等、建替工事中も地域防災拠点機能を維持できるよう努めます。

なお、総務局及び区役所、学校及び地域と十分に調整を行います。

オ 災害への対応

浸水想定区域内で一定以上の浸水が想定されている学校は、体育館や電気室、職員室を2階以上に設置するなど、地域の意見も反映しながら、可能な限りの対策を行います。

また、敷地内に土砂災害特別警戒区域が指定されている学校では、建替えに併せて斜面地の対策工事や施設配置等の工夫を行います。

これらの取組を通して、複合災害への対応能力や災害へのレジリエンス（回復力）を高めます。

カ 学校施設の目的外利用への対応

学校教育の目的外に学校施設を活用している事例として、放課後キッズクラブ、保育所、コミュニティハウス、学校開放や地域の行事等があります。

工事期間中は一時的に、これらの使用が制限されたり使用できなくなったりすることも想定されますが、学校、利用者、地域等とともに、可能な限り活動を継続できるよう、施設の一部利用や代替利用等について検討していきます。

なお、建替後に、児童生徒と地域が共同利用できる施設として機能するよう、配置等を十分に考慮していきます。

キ 学校の伝統やシンボルへの配慮

伝統ある意匠やシンボルツリーなど、児童生徒や地域に親しまれ、誇りとなっているものについては、関係者の意見に配慮しながら、継続して設置できるよう検討します。

ク 水泳授業の委託化の検討

近隣※に民間スイミングスクール等がある学校については、当該スクールの屋内プールを活用した水泳授業の委託化を検討し、天候に左右されない水泳授業の実施や水泳指導の質の向上、プールの維持管理を担う教職員負担の軽減を図ります。また、委託化により使用しない学校プールの更新・修繕を行わないことで、更新・修繕費や維持管理費等の節減につなげます。

※概ね1km程度の徒歩圏を想定。周辺の交通事情や学級数、民間スイミングスクール等の受入態勢等を総合的に判断する。本市には、水泳授業が可能な室内プールを持つ民間スイミングスクールやスポーツクラブが約80か所ある。(令和5年3月現在)

ケ バリアフリー化への対応

令和3年3月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、同法に基づく制限の適用を受ける建築物に公立小学校等※が追加されました。

本市においては、以前から「横浜市福祉のまちづくり条例」の規定により、全ての学校を特別特定建築物に追加しているため、取組内容に変更はありませんが、学校教育や放課後キッズクラブ等の目的外利用、地域防災拠点機能を支える基盤として、引き続き、必要なバリアフリー化等に取り組んでいきます。

※小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）
で公立のもの

6 学校施設の長寿命化について

本市の小中学校施設は、多くの学校で、校舎配置が複雑、グラウンド面積が市の基準面積に満たないなどの課題があります。学校施設の建替えは、単なる老朽化対策に留まらず、校内動線の改善やグラウンド面積の確保など、教育環境の抜本的な改善も目的とします。

このため、本市の小中学校施設は、原則として建替えることとします。

一方で、持続的かつ安定的な建替事業の実施には、事業量の平準化が必要です。そこで、今後は、耐用年数評価等の結果等を踏まえ、築 70 年を超えた長寿命化を効果的に取り入れて事業量を平準化しつつ、計画的に建替えを進めていきます。

また、建替えなくても教育環境の改善が可能な学校や建替えが困難な学校について、長寿命化改修や大規模リニューアルにより、老朽化対策や教育環境の向上を図っていきます。

(1) 建替えが困難な学校とは

建替えが困難な理由には、「老朽化を理由とする国庫補助の対象外」、「老朽化を理由とする国庫補助の対象だが、建替えが物理的に困難、あるいは建築条件等を整えるために建替時期の調整が必要」の 2 つがあります。

ア 国の補助要件を確認する「耐力度調査」の結果、耐力度が高く、老朽化を理由とした国庫補助を導入できる要件を満たしていない

【図 12】耐力度調査の結果（令和 5 年 3 月末時点）

	小学校	中学校	合計
調査数	96 校	22 校	118 校
<u>国庫補助対象外</u>	<u>36 校</u>	<u>15 校</u>	<u>51 校</u>

イ 老朽化による国庫補助の対象で建替えが望ましいが、物理的に建替えが困難あるいは建築条件等を整えるために建替時期の調整が必要

- ・周辺道路が狭く、大型工事車両の通行が困難なため工事が長期にわたるなど、事実上、学校教育を現地で維持しながらの建替えが難しい
- ・敷地境界や権利関係等が整理できないと建設に着手できない
- ・建替工事終了時点で小規模校化が見込まれるなど、ある程度の期間、児童生徒数の推移の注視が必要

- ・一部校舎のみ建替えが必要だが、他の校舎等の築年築が浅い（最古の棟を長寿命化して、他棟が築70年を迎える頃に建替えを検討することが望ましい）

(2) 築70年を超えて学校施設を利用することについて

目標耐用年数とは、建物を供用しようとする目標年数を指し、建物の「寿命」とは異なります。学校施設に多い鉄筋コンクリート造の構造躯体は、適切な維持保全等を実施すれば70年以上の長寿命化も技術的に可能とされています。

教育委員会事務局では、学校施設の耐力壁や柱、梁の状況を確認し、構造躯体が、今後、何年程度使用が可能か、物理的に評価する新たな手法である「耐用年数評価」を導入しています。

令和3年度に3校で試験的に導入したところ、築70年に近い建物でも、適切な維持保全を行うことを前提に、現時点から数十年以上使用できる可能性があることが判明しました。

【参考】「耐用年数評価」の考え方

鉄筋コンクリート造の建築物では、アルカリ性のコンクリートが大気中の二酸化炭素等と反応して中性化することで防錆効果がなくなり、中性化が鉄筋に達すると、鉄筋の腐食が始まると言われています。

これを踏まえ、コンクリートの中性化の深さやコンクリートの圧縮強度などを調査し、「コンクリートの中性化が最外側の一定の割合の鉄筋に到達する期間」を「物理的耐用年数」として算定、評価します。

耐用年数が0年と評価されても、直ちに危険ということではありませんが、より丁寧に保全を行っていく必要があります。また、発錆は、コンクリートの微細なひび割れを通した水分や酸素の供給が原因になるため、外壁面等の防水をしっかりと行うことも有効です。

なお、耐震性については平成27年度までに全小・中学校で耐震診断を行い、必要な改修工事を実施済みです。

(3) 長寿命化を行う期間

学校の状況に合わせて、10年程度の長寿命化から、30年以上の長期的な使用を想定した長寿命化まで、様々な長寿命化を検討します。

・10年程度の長寿命化

敷地等の課題整理に時間を要する学校など

・10～30年の長寿命化（必要に応じて大規模リニューアルの実施も検討）

児童生徒数の推移の注視が必要な学校や、最古の棟のみを長寿命化する学校

・30年以上の使用を想定した長寿命化（大規模リニューアルの実施も併せて検討）

工事が長期にわたるなどの理由により「居ながら建替え」が事実上困難な学校や敷地等の課題から建替えが極めて困難な学校（対象校の選定にあたっては、「5 建替事業の進め方（1）～（3）」を準用します。）

(4) 今後の進め方

これまで、築70年を超えて学校施設を長寿命化して使用した経験がないため、耐久性向上や維持保全にかかる手法の確立が必要です。また、効果的でローコストな長寿命化改修の工法等の検討を行うことが必要です。

これらに取り組むため、「耐用年数評価」等を実施した学校について、順次、「学校ごとの個別の対応方針」を検討していきます。

なお、詳細については、「学校施設の長寿命化計画」の改定に併せ、今後、検討していきます。

(参考) 長寿命化改修や大規模リニューアルの具体例

ア 構造躯体の劣化対策

- ・構造躯体の経年劣化を回復するもの…コンクリートの中性化対策や鉄筋の腐食対策等
- ・耐久性に優れた仕上材へ交換…劣化に強い塗装・防水材等の使用
- ・維持管理や設備更新の容易性の確保
- ・水道、電気、ガス管等のライフラインの更新

イ 建物の機能や性能を向上させるための工事

(ア) 安全・安心な施設環境を確保するもの

- ・耐震対策（非構造部材を含む）、防災機能の強化、事故防止・防犯対策等

(イ) 教育環境の質的向上を図るもの

- ・近年の多様な学習内容・学習形態への対応（多目的室の設置等）
- ・間取りの変更や今後の学校教育や情報化の進展に対応可能な柔軟な計画
- ・省エネルギー効果・高効率空調機器や複層ガラスの導入、照明設備のLED化、熱性能の向上、太陽光発電設備の設置、バリアフリー化、木材の活用など

(ウ) 地域コミュニティの拠点形成を図るもの

- ・地域住民の利用を考慮した教室等の配置の変更など

7 今後の取組

未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、魅力ある快適な学校施設を整備することは、国及び地方自治体に課せられた重要な責務の一つです。子どもたちが安全に、安心して学べる環境づくりに向け、責任ある施設整備が求められます。新しい時代の学びの実現に向け、長期的な視野を持ち、より良い手法を模索しながら建替え等を進めていきます。

また、約5年間の建替事業実施で得られた知見や、最新の技術を取り入れながら、より効率的かつ効果的な建替え事業の進め方を模索していきます。

一方で、本市の将来人口推計（令和2年9月）では、今後、急激な少子高齢化と総人口の減少が予測されています。将来人口推計をベースにした長期財政推計では、高齢化の進展による社会保障経費の増加と人口減少による市税収入の減少により、今後、各年度の収支差（歳出に対する歳入の不足額）は拡大し続けることが予測されています。

本市ではこれまで、学校施設を含む多くの公共施設を整備してきており、老朽化とともに、その維持保全コストは本市予算の大きな割合を占めることが予想されています。

このため「財政ビジョン」で本市は、限られた財源の中で、施設の規模や数量、質、保全更新コストを、将来の人口や財政の規模に見合った水準へと適正化する方針に舵を切りました。

学校施設の建替え等においても、全庁的なファシリティマネジメント推進の流れの中で、学校周辺の公共施設及び公有地の配置状況等も踏まえ、効率的・効果的な建替え等を計画していく必要があります。

児童生徒に適切な環境で義務教育を提供するため、また、安全・安心な教育環境の整備を安定的かつ持続的に進めるため、長期的な視点をもって、建替えや長寿命化、規模適正化に取り組んでいきます。

今後も、社会情勢等の変化や全市方針の転換などに応じて、随時、方針の見直しを行い、持続可能な建替え等の事業実施を目指していきます。

参 考 资 料

指定都市及び東京都区部の児童・生徒数及び施設面積

【小学校】

(単位 面積=m²)

	学校数	1校あたり									1人あたり					
		児童数	順位	校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		
				面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	
1 横浜市	341	538	4	12,540	17	3,725	20	5,856	11	23.3	18	6.9	21	10.9	15	
2 札幌市	200	450	11	15,484	13	7,955	9	6,980	2	34.4	11	17.7	10	15.5	3	
3 仙台市	119	453	10	19,030	1	8,415	5	6,816	4	42.0	4	18.6	7	15.0	4	
4 さいたま市	104	679	1	17,371	8	8,161	8	7,155	1	25.6	17	12.0	17	10.5	16	
5 千葉市	111	429	15	18,147	4	8,246	7	6,249	6	42.3	3	19.2	6	14.6	5	
6 東京都区部	817	495	6	8,999	21	3,714	21	5,076	18	18.2	21	7.5	20	10.3	19	
7 川崎市	114	664	2	13,562	16	6,314	16	6,927	3	20.4	20	9.5	19	10.4	17	
8 相模原市	70	507	5	17,020	10	7,159	13	6,420	5	33.6	12	14.1	13	12.7	10	
9 新潟市	107	364	21	18,783	2	9,487	1	5,839	12	51.6	1	26.1	1	16.0	1	
10 静岡市	87	382	19	15,117	14	7,747	10	5,474	16	39.5	7	20.3	3	14.3	7	
11 浜松市	97	441	13	17,139	9	8,739	3	5,226	17	38.9	8	19.8	5	11.9	13	
12 名古屋市	262	435	14	12,099	18	6,617	15	5,584	15	27.8	16	15.2	12	12.8	9	
13 京都市	153	406	18	11,959	19	5,084	18	4,697	19	29.5	14	12.5	16	11.6	14	
14 大阪市	286	415	17	9,405	20	4,697	19	6,036	8	22.7	19	11.3	18	14.5	6	
15 堺市	92	473	8	18,311	3	8,409	6	5,700	13	38.7	9	17.8	9	12.0	12	
16 神戸市	163	460	9	13,684	15	6,231	17	5,670	14	29.8	13	13.6	14	12.3	11	
17 岡山市	91	424	16	17,542	7	8,480	4	5,896	9	41.3	5	20.0	4	13.9	8	
18 広島市	141	475	7	18,074	5	7,515	12	4,601	20	38.0	10	15.8	11	9.7	21	
19 北九州市	129	370	20	16,146	12	6,847	14	5,894	10	43.6	2	18.5	8	15.9	2	
20 福岡市	145	582	3	16,394	11	7,526	11	6,061	7	28.2	15	12.9	15	10.4	18	
21 熊本市	92	449	12	18,042	6	9,145	2	4,536	21	40.1	6	20.3	2	10.1	20	
21都市平均	169	468	-	15,615	-	7,324	-	5,842	-	34.3	-	16.1	-	12.7	-	

【中学校】

(単位 面積=m²)

	学校数	1校あたり									1人あたり					
		生徒数	順位	校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		
				面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	面積	順位	
1 横浜市	147	614	3	18,361	16	6,423	20	6,383	17	29.9	18	10.5	21	10.4	20	
2 札幌市	99	454	17	19,637	14	10,699	13	8,083	1	43.3	12	23.6	9	17.8	3	
3 仙台市	64	415	19	25,084	7	12,055	8	7,683	5	60.5	2	29.1	4	18.5	2	
4 さいたま市	58	617	2	23,737	10	12,850	5	7,998	2	38.5	14	20.8	12	13.0	15	
5 千葉市	55	457	15	23,880	9	12,078	7	7,148	8	52.2	6	26.4	6	15.6	7	
6 東京都区部	369	533	6	12,135	21	5,743	21	5,968	19	22.8	21	10.8	20	11.2	18	
7 川崎市	52	647	1	16,229	19	7,654	18	7,726	4	25.1	20	11.8	19	11.9	16	
8 相模原市	36	487	11	24,828	8	11,170	10	7,849	3	51.0	8	22.9	11	16.1	6	
9 新潟市	57	345	21	26,766	1	15,682	1	6,819	13	77.5	1	45.4	1	19.7	1	
10 静岡市	43	416	18	22,026	13	12,244	6	6,724	14	53.0	5	29.5	3	16.2	5	
11 浜松市	49	455	16	26,156	3	14,270	2	6,439	16	57.4	4	31.3	2	14.1	10	
12 名古屋市	112	519	7	17,477	18	9,860	15	6,986	9	33.7	17	19.0	15	13.5	13	
13 京都市	74	462	14	17,642	17	7,681	17	6,150	18	38.2	15	16.6	17	13.3	14	
14 大阪市	128	475	12	14,126	20	7,505	19	7,271	7	29.8	19	15.8	18	15.3	8	
15 堺市	43	507	8	25,329	5	13,316	4	6,882	12	50.0	10	26.3	7	13.6	12	
16 神戸市	84	465	13	19,308	15	9,442	16	6,559	15	41.5	13	20.3	14	14.1	11	
17 岡山市	38	507	9	25,719	4	11,860	9	7,449	6	50.8	9	23.4	10	14.7	9	
18 広島市	63	537	5	26,402	2	11,113	11	5,563	20	49.2	11	20.7	13	10.4	21	
19 北九州市	62	399	20	23,562	11	10,263	14	6,888	11	59.0	3	25.7	8	17.3	4	
20 福岡市	69	585	4	22,303	12	10,758	12	6,958	10	38.1	16	18.4	16	11.9	17	
21 熊本市	43	488	10	25,102	6	13,653	3	5,275	21	51.4	7	28.0	5	10.8	19	
21都市平均	80	489	-	21,872	-	10,995	-	6,921	-	46.1	-	23.3	-	14.5	-	

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

令和2年5月現在
出典：大都市比較統計年表

小学校施設整備水準

令和3年1月改訂

水準（単位：CR） ※1

種別	室名	学級数													
		～11	12	13～14	15	16～17	18～19	20	21～26	27	28～30	31～32	33～35	36～	
教室	1 普通教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	
	2 個別支援教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	
	3 特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
特別教室	1 理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	
	2 音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	
	3 家庭科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	4 図画工作教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	5 図書室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	6 教育相談室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
多目的室	1 多目的室（水廻り学習等）	—	—	—	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	2 多目的室（集会・発表等）	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
	3 多目的室（少人数指導）	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	
	4 多目的室（学校指定） ※2	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	
管理諸室	1 校長室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	2 職員室 ※3	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.5	
	3 事務室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	4 保健室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	5 保健相談室・教材教具室②	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	6 放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	7 会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	8 印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	9 職員更衣室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	10 技術員室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	11 休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	12 職員・来校者用玄関	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	13 教材教具室①	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	14 倉庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	15 資料室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	16 PTA会議室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
	17 地域交流室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
その他	1 児童更衣室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
	2 昇降口	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5	2.5	
	3 体育館（アリーナ） ※4	560㎡	560㎡	560㎡	560㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	720㎡	1,080㎡	

※1 普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

※2 具体的な用途…個別支援教室の増対応、国際教室、不登校対応、郷土資料室、児童会議室 等

※3 普通教室+個別支援教室の学級数を適用する

※4 普通教室+1（個別支援教室分）の学級数を適用する

中学校施設整備水準

令和3年7月改訂

種別	室名	水準(単位:CR) ※1											
		学級数											
		5	6~10	11	12	13~14	15~16	17	18~21	22~24	25	26~29	30~
教室	1 普通教室	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	2 個別支援教室 ※2	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数	学級数
	3 特別支援教室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
特別教室	1 理科教室	2.0	2.0	2.0	2.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	2 音楽教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	3 家庭科教室	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
	4 技術教室	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	5 美術教室	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	6 図書室	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
	7 教育相談室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	8 特別活動室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9 進路指導室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
多目的室	1 多目的室(集会・発表等)	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	2 多目的室(少人数指導)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	3 多目的室(学校指定) ※3	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0
管理諸室	1 校長室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	2 職員室 ※4	1.5	2	2.5	2.5	2.5	2.5	3.0	3.0	3.5	3.5	4.0	4.5
	3 事務室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	4 保健室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	5 保健相談室・教材教具室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	6 放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	7 会議室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	8 印刷室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	9 職員更衣室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	10 技術員室・湯沸室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	11 休養室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	12 職員・来校者玄関	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	13 変電室	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	14 倉庫	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	15 中学校給食配膳室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	16 PTA会議室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	17 地域交流室	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
その他	1 生徒更衣室	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
	2 昇降口	1.0	1.0	1.0	1.5	1.5	1.5	1.5	2.0	2.0	2.5	2.5	2.5

※1 普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

※2 個別支援教室が1CRの場合は、プレイルームを含め2CR整備する

※3 具体的な用途…個別支援教室の増対応、国際教室、不登校対応 等

※4 個別支援教室が3CR以上の場合、普通教室数+個別支援教室数-2CRの欄を適用する

4 これまでの建替事業の実績

選定年度	学校名	H29	H30	R1	R2	R3	R4	備考
H29	上菅田 笹の丘小	構想	設計	設計	解体	工事	工事	R5 全面供用開始 学校統合
	設計				R5 一部供用開始 R7 全面供用開始			
	汐見台小				解体	解体 工事		R5 全面供用開始 施設配置改善※ ¹
H30	菅田の丘小		構想	設計	設計	解体 設計	解体 工事	R6 全面供用開始 学校統合
	榎が丘小					設計	工事	R6 一部供用開始 施設配置改善 グラウンド面積拡大※ ²
	勝田小					解体 工事	R7 全面供用開始 施設配置改善	
R1	二俣川小			構想	設計	設計	設計	—
	万騎が原小							R6 一部供用開始 グラウンド面積拡大 木造校舎
	瀬谷小							R6 一部供用開始 グラウンド面積拡大
R2	矢向小			構想	設計	設計	設計	グラウンド面積拡大
	吉原小							—
	今宿小							—
	菊名小							土砂災害対策要
	つつじが丘小							—
	戸塚小							構想 設計
R3	豊岡小				構想	構想	複合化検討	
	二谷小				構想		—	
	桜岡小				設計	—		
	本郷中					—		
R4	上末吉小					構想	土砂災害対策要	
	南小							
	大門小						浸水対策要	

※1 施設配置改善…個々の教室の独立性は高いが使いにくい配置（バッテリー／クラスター型の教室等）を、建替えにより改善した学校

※2 グラウンド面積拡大…建替えにより、整備水準に満たなかったグラウンド面積を整備水準以上に引き上げた学校

※学校施設の建替えを行うと、コンパクトで使いやすい施設配置とすることで児童生徒及び教職員の使い勝手が向上するとともに、維持管理費の効率化を図ること

ができます。また、多様な学習内容・学習形態への対応（多目的室の設置等）やエレベーターの設置などによるバリアフリー化が促進されます。地域住民の利用を考慮して諸室等を配置しています。

また、省エネルギー化や断熱性の向上、防災機能の強化、事故防止・防犯対策等も考慮しています。

令和5年6月

横浜市教育委員会事務局 施設部 教育施設課

〒231-0017 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-3531

FAX 045-664-4743

ky-tatekae@city.yokohama.jp

「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等 検討部会における検討状況について（報告）

二谷小学校は、最も古い校舎棟が築66年（令和4年度時点）となり、目標耐用年数の築70年が目前に迫っているため「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、建替えに向けた検討を行っています。また、同基本方針では、学校建替えに併せて学校統合も検討しているため、小規模校となっている隣接の齋藤分小学校との学校統合も含めた検討をしています。

1 これまでの経過

開催日	会議・説明会	調査審議内容等
令和3年 7月5日	横浜市学校規模適正化等検討委員会	教育委員会の諮問に基づき、「齋藤分小学校・二谷小学校」建替えに伴う学校規模適正化等検討部会を設置
7月29、30日	齋藤分小学校及び二谷小学校 保護者説明会	二谷小学校の建替えに伴い、齋藤分小学校との学校統合も含めた検討を行うことについて説明会を開催 【対象者】保護者及び地域住民 【参加者】齋藤分小学校（昼夜2回開催）参加者128名 二谷小学校（ 〃 ）参加者69名
11月24日	第1回検討部会	・部会運営方法、調査審議事項等の確認 ・建替えに伴う学校規模適正化等の検討について説明
令和4年 3月29日	第2回検討部会	・資料を基に、部会委員と事務局との質疑応答を中心に議論を実施（通学区域案、小規模校の学校運営等）
7月4日	第3回検討部会	・前回の意見を踏まえ、統合前後の学校の様子や特別調整通学区域案等の資料を提示 ・資料を基に、引き続き質疑応答を中心に議論を実施（二谷小学校の建替え、学校統合による地域への影響等）
10月3日	第4回検討部会	・前回の意見を踏まえ、統合経験者の学校統合に対する声等の資料を提示 ・資料を基に、引き続き質疑応答を中心に議論を実施（齋藤分小学校の施設維持管理、齋藤分小学校の後利用等） ・検討部会において、齋藤分小学校に係る学校統合への不安点について集中的に議論するため、意見交換会※を開催することを決定
令和5年 1月20日	意見交換会※	・齋藤分小学校側の委員を中心に事務局との間で、同校を学校統合する必要性、建て替えない理由、後利用に関するフリーディスカッションを実施
6月27日	意見交換会※	・前回の意見交換会でのディスカッションを踏まえ、改めて同校を学校統合する必要性、建て替えない理由、後利用、統合した場合の通学区域調整に関する資料を提示 ・資料を基に、質疑応答によるフリーディスカッションを実施

2 関係校の推計

学校名		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	個別支援 学級(R 4)	保有 教室数
斎藤分小	児童数	191	199	200	216	224	232	225	10	10
	学級数	7	7	7	8	9	10	10	2	
二谷小	児童数	388	404	402	403	404	393	378	14	14
	学級数	14	14	14	14	14	13	12	2	
統合校	児童数	579	603	602	619	628	625	603	-	—
	学級数	19	19	19	20	20	20	19	-	

※R 4は5月1日時点の実数値。R 5以降は令和4年度義務教育人口推計による推計値

「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等 検討部会における検討状況について（報告）

現在、南舞岡小学校は、一般学級数が9学級の小規模校となっており、今後も小規模校の状態が継続していく見込みです。小規模校の課題を解消し、教育環境を改善するため、「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会において、隣接する日限山小学校との間で、南舞岡小学校の規模適正化に向けた具体的な対応について検討を進めています。

1 これまでの経過

開催日	会議・説明会	調査審議内容等
令和4年 3月24日	横浜市学校規模適正化等検討委員会	教育委員会からの諮問に基づき、「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会を設置
5月23日 24日	日限山小学校及び南舞岡小学校説明会	日限山小学校・南舞岡小学校の学校規模適正化に関する説明会を開催 【対象者】保護者及び地域住民 【参加者】南舞岡小学校（昼夜2回開催） 89名 日限山小学校（ ） 60名
9月30日	第1回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 両校の基礎情報や推計、学校規模の考え方等について説明 事務局から、検討事例として日限山小学校の通学区域の一部を南舞岡小学校に変更する案及び学校統合案を提示 <主な御意見> <ul style="list-style-type: none"> 南舞岡小学校の保護者は、小規模校であることや、隣接する舞岡公園で自然に密着した教育ができることに良さを感じて児童を通わせている方が多く、学校をそのまま存続させてほしいという思いがある。 統合以外の手法で問題解決を図りたい。 隣接していない通学区域を含めて、広い範囲での学区調整を検討してもらいたい。
12月8日	第2回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から、新たな検討事例として、丸山台小学校や小菅ヶ谷小学校を交えて通学区域変更する案を提示 前回の検討内容を踏まえて、各所属団体から意見を報告 <主な御意見> <ul style="list-style-type: none"> 通学区域の見直しでは規模の適正化は難しいのではないか。 現在の規模で何が問題なのか、小規模校の良さを感じているのになぜ適正化を図らなければならないのか分からない。 子ども達がいまどのように思っているのかが気になる。
令和5年 2月22日	第3回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> 事務局から、実際に学校統合を経験した児童、保護者、地域へ実施したヒアリング結果及びアンケート調査決果を説明 事務局に寄せられた意見、質問等に対する回答 事務局からの説明を受けて、意見交換 <主な御意見> <ul style="list-style-type: none"> 学校現場ではいじめの問題が重要なことと捉えられている。

		<p>いじめによって児童が辛い思いをしてしまったときに、クラスを分けて物理的な距離を取れることは、すごくその子の支えになる。学年単学級だと6年間クラス替えができず人間関係が変わらないため、小規模校は大変苦しい状況にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模校の児童や保護者が抱えている人間関係の問題は非常に厳しい。今の関係性を崩したくないとか、何かあったら生活しにくくなるなど、すごく人間関係を気にしている。 ・統合の前後を知る学校長への聞き取り調査結果の資料に「一番柔軟なのは子ども達だ。大人の方が気持ちを切り替えるのに苦労している。」とあり、まさにその通りだと思う。児童が一番大切だが、大人の気持ちの切り替えにどう寄り添っていくかということもないがしろにはできないと思う。
6月14日	第4回検討部会 (部会ニュース作成中)	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の検討内容を踏まえて、今後の学校規模適正化の方向性について、各所属団体から一人ずつ意見を報告 <p><主な御意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学年単学級だと人間関係が変わらず、児童が自分自身を客観視する力がなかなか伸びなかったり、4月から新たなスタートという気持ちが薄くなってしまったりすると感じる。 ・南舞岡小学校には、小規模校の良さを強く感じている保護者がいる一方、苦しさを表に出せない家庭も実際にある。 ・小規模校が存続するためにはどのようにすれば良いのか、地域に人を呼び込むためにはどのようにすれば良いのか、教育委員会や区役所にも考えてほしい。 ・学校統合は子どもの教育環境にどのようなメリットがあるのか、統合する場合のプランを具体的に示してほしい。 ・部会でどのように結論をまとめていくのか整理してほしい。
9月11日 (予定)	第5回検討部会	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、検討部会において学校規模適正化の方向性について検討(予定)

2 関係校の推計

学校名		R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	個別支援 学級(R 5)	保有 教室数
日限山小	児童数	417	404	386	370	353	340	20	19
	学級数	13	13	13	12	12	12	4	
南舞岡小	児童数	200	199	188	204	193	184	24	13
	学級数	9	9	8	8	7	6	4	

※R 5は令和5年5月1日現在の実数値。R 6以降は令和4年度義務教育人口推計に基づく推計値。

「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等 検討部会ニュース

第2号

発行日：令和5年1月16日
発行元：「日限山小学校・南舞岡小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会
(事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課)

第2回検討部会
日時：令和4年12月8日(木)
10時00分から
会場：日限山地域ケアプラザ
多目的ホール1



はじめに

現在、南舞岡小学校は一般学級数が9学級の小規模校となっており、今後も小規模校の状態が継続する見込みです。そのため、「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会において、隣接する日限山小学校との間で、南舞岡小学校の規模適正化に向けた具体的な対応を検討しています。12月8日(木)に第2回検討部会を開催しましたので、検討状況等について、保護者の皆様や両校の通学区域内にお住まいの皆様にお伝えします。

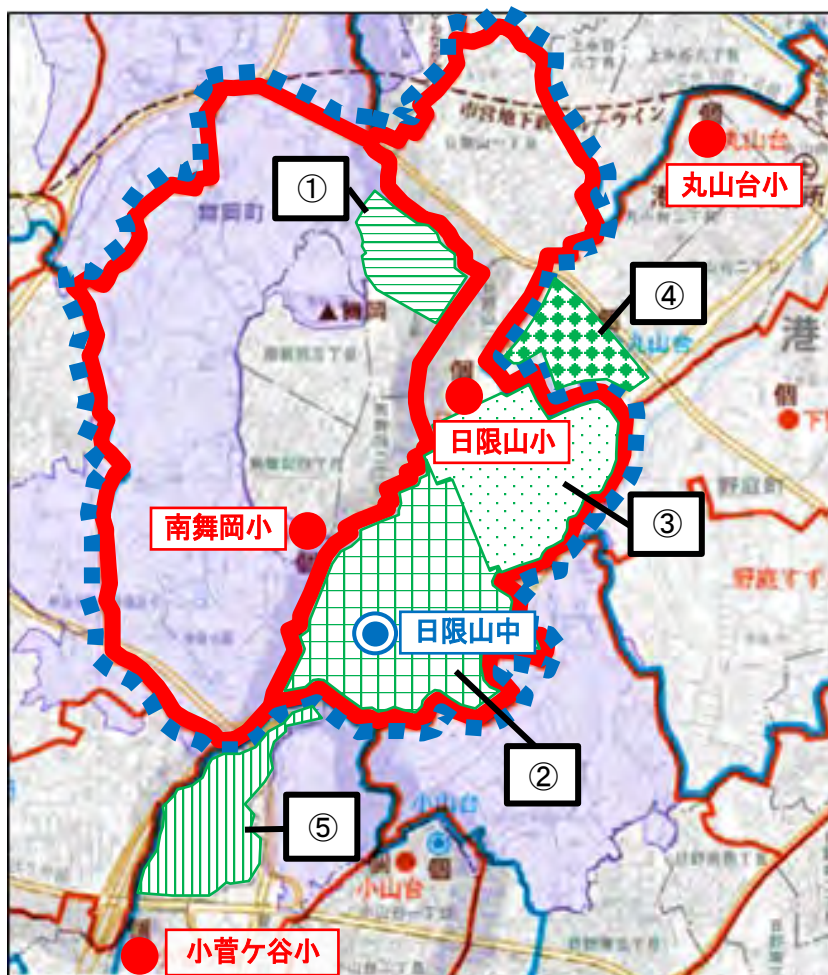
第2回検討部会の決定事項など

- ・南舞岡小学校の規模適正化に向けた具体的な対応として、事務局から新たに2つの検討事例(通学区域調整の範囲を広げた場合)を提示しました。
- ・第1回検討部会での検討内容を踏まえ、各所属団体からの意見報告がありました。
- ・第3回検討部会では、引き続き、南舞岡小学校の規模適正化に向けた具体的な対応を検討することになりました。

1 南舞岡小学校の規模適正化に向けた検討事例

第1回検討部会で提示した4つの検討事例に加えて、事務局から新たに2つの検討事例(通学区域調整の範囲を広げた場合)を提示しました。

<検討事例 参考地図>



※第1回検討部会において、永野小学校との通学区域調整が提案されましたが、南舞岡小学校と通学区域が接していないため、調整は困難です。

【凡例】

小学校	●
中学校	◎
小学校通学区域	—
中学校通学区域	—
対象区域①	■
対象区域②	■
対象区域③	■
対象区域④	■
対象区域⑤	■

検討事例1（再掲）

南舞岡小学校通学区域のうち、南舞岡一丁目（対象区域①）における特別調整通学区域（※）の設定を解除し、日限山小学校を選択することをできなくした場合。

（※）特別調整通学区域…入学時に指定校と受入校のいずれかを選択することができる制度。

〈児童数・学級数の推移（シミュレーション）〉

※令和6年度の新1年生から対象とする場合

学校		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
日限山小	児童数	447	415	400	380	359	339	321
	学級数	14	13	13	13	12	12	12
南舞岡小	児童数	207	198	203	194	215	206	202
	学級数	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>9</u>	<u>9</u>

〈効果と課題〉

- ・南舞岡小学校の児童数は増えるが、小規模校の状態は解消されない。

※R4は令和4年5月1日時点の実数値。

R5以降はR4実数値を反映してシミュレーションした数値（一般学級のみ）。

※段階的な35人学級の導入を反映。

※下線部分は小規模校（小学校は一般学級数で11学級以下）となっていることを示す。

※検討事例2～6についても同様。

検討事例2（再掲）

検討事例1に加えて、日限山小学校通学区域のうち、日限山四丁目（西洗自治会）及び上永谷町の一部の地域（対象区域②）を、南舞岡小学校に通学区域変更した場合。

〈児童数・学級数の推移（シミュレーション）〉

※令和6年度の新1年生から対象とする場合

学校		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
日限山小	児童数	447	415	395	365	334	309	288
	学級数	14	13	13	13	12	12	12
南舞岡小	児童数	207	198	207	208	239	236	234
	学級数	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>10</u>

〈効果と課題〉

- ・南舞岡小学校の児童数は増えるが、小規模校の状態は解消されない。

検討事例3（再掲）

検討事例1に加えて、日限山小学校通学区域のうち、日限山三丁目、日限山四丁目及び上永谷町の地域（対象区域②③）を、南舞岡小学校に通学区域変更した場合。

※現在の日限山小学校通学区域のうち、下野庭小学校との特別調整通学区域の設定は継続。

〈児童数・学級数の推移（シミュレーション）〉

※令和6年度の新1年生から対象とする場合

学校		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
日限山小	児童数	447	415	381	336	290	258	224
	学級数	14	13	13	12	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>9</u>
南舞岡小	児童数	207	198	221	237	281	284	294
	学級数	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>11</u>

〈効果と課題〉

- ・南舞岡小学校の児童数は増えるが、小規模校の状態は解消されない。
- ・日限山小学校が令和8年度から小規模校となる。

検討事例4（再掲）

日限山小学校と南舞岡小学校を統合する場合。
 ※現在の日限山小学校通学区域のうち、下野庭小学校との特別調整通学区域の設定は継続。

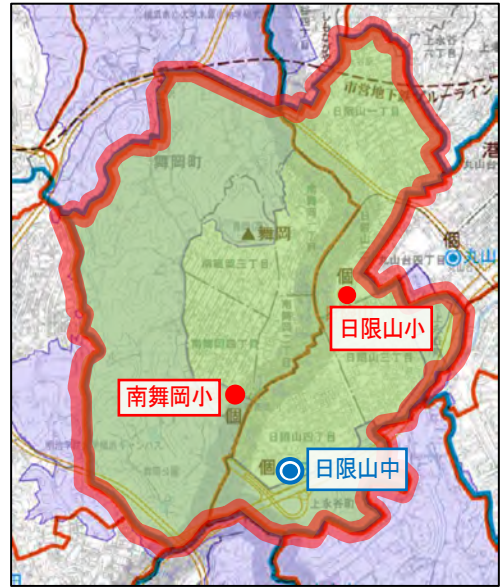
〈児童数・学級数の推移（シミュレーション）〉

※令和7年度に学校統合する場合

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
児童数	—	—	—	574	574	546	524
学級数	—	—	—	18	18	18	18

〈効果と課題〉

- ・ 統合校の学校規模は適正規模となる。
- ・ 統合校の使用校舎や学校名の検討が必要となる。
- ・ 閉校する学校施設の後利用の検討が必要となる。
- ・ 学校統合に伴い、通学距離が長くなる地域が生じる。
- ・ 学校統合に向けて、児童等の交流などの準備期間が必要となる。



検討事例5

検討事例1に加えて、以下の区域を南舞岡小学校に通学区域変更した場合。

- ・ 日限山小学校通学区域のうち、日限山三丁目、日限山四丁目、上永谷町（対象区域②③）
- ・ 丸山台小学校通学区域のうち、丸山台四丁目、上永谷町（対象区域④）

※現在の日限山小学校通学区域のうち、下野庭小学校との特別調整通学区域の設定は継続。

〈児童数・学級数の推移（シミュレーション）〉

※令和6年度の新1年生から対象とする場合

学校		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
日限山小	児童数	447	415	381	336	290	258	224
	学級数	14	13	13	12	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>9</u>
南舞岡小	児童数	207	198	223	245	292	296	311
	学級数	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>11</u>
丸山台小	児童数	320	309	286	264	252	244	231
	学級数	12	12	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>

〈効果と課題〉

- ・ 南舞岡小学校の児童数は増えるが、小規模校の状態は解消されない。
- ・ 日限山小学校が令和8年度から小規模校となる。
- ・ 丸山台小学校が令和6年度から小規模校となる。
- ・ 中学校の通学区域変更の検討が必要となる。

検討事例6

検討事例1に加えて、以下の区域を南舞岡小学校に通学区域変更した場合。

- ・ 日限山小学校通学区域のうち、日限山三丁目、日限山四丁目、上永谷町（対象区域②③）
- ・ 丸山台小学校通学区域のうち、丸山台四丁目、上永谷町（対象区域④）
- ・ 小菅ヶ谷小学校通学区域のうち、本郷台五丁目（対象区域⑤）

※現在の日限山小学校通学区域のうち、下野庭小学校との特別調整通学区域の設定は継続。

〈児童数・学級数の推移（シミュレーション）〉

※令和6年度の新1年生から対象とする場合

学校		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
日限山小	児童数	447	415	381	336	290	258	224
	学級数	14	13	13	12	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>9</u>
南舞岡小	児童数	207	198	226	253	306	315	333
	学級数	<u>9</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>11</u>	<u>11</u>
丸山台小	児童数	320	309	286	264	252	244	231
	学級数	12	12	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>
小菅ヶ谷小	児童数	474	448	408	404	381	352	329
	学級数	16	15	14	14	13	12	12

〈効果と課題〉

- ・ 南舞岡小学校の児童数は増えるが、小規模校の状態は解消されない。
- ・ 日限山小学校が令和8年度から小規模校となる。
- ・ 丸山台小学校が令和6年度から小規模校となる。
- ・ 中学校の通学区域変更の検討が必要となる。
- ・ 本郷台五丁目から南舞岡小学校までは通学安全上に課題があり、対策が必要となる。

2 検討部会に寄せられた意見及び質問等（凡例 ◆：意見・質問 ⇒：事務局からの回答）

※お寄せいただいた御意見等は全て検討部会に報告しました。なお、紙面の都合上、抜粋・要約して掲載しています。

◆ 小規模校の課題は統合しなくても全て見直せると思います。学校の仕事は見直せばいくらでも削れます。子どもと向き合う時間はいくらでもつくれます。児童数が少なくても意欲が高まる学習方法があります。いろいろな人の意見を聞く場も交流教育の場をつくるなど方法はいくらでもあります。統合せずにできる方法を考えてください。検討する際は以下についても考えてください。

・ 横浜市の適正な学校規模の基準は、昨今の横浜、日本、ひいては世界を見据えて、子どもたちの成長に本当にあてはまるのか。横浜市の基準の適正な学校規模の考え方から変えてください。

・ 小規模特認校として考えられないか。この土地はそれを行うに適していると思います。

最先端横浜市の小学校として、新たな考え方、新たな解決方法を模索していただきたいです。

⇒ 適正な学校規模の考え方については、国における「学校教育法施行規則」や「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」にて考え方が示されており、小学校では全学年でクラス替えが可能な12学級以上を確保することが望ましいとしています。横浜市では、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」に基づき通学区域及び学校規模の適正化に努めており、この基本方針の中で適正な学校規模の考え方について定めています。なお、現行の基本方針の策定にあたっては、市民意見募集による市民の皆様からの御意見に加え、学識経験者や保護者代表、地域代表、学校関係者等からなる「横浜市学校規模適正化等検討委員会」において審議され、同委員会の答申に基づき教育委員会に諮り、策定されました。いただいた御意見は、次回の検討部会で報告し、検討の参考とさせていただきます。

◆ 小規模校にもメリットはあるのに、統合したら小規模校の良さがなくなってしまいます。横浜市がこの地域に人を増やすようなまちづくりの施策を検討するべきです。

⇒ 検討部会には関係課も出席しており、まちづくりに関していただいた御意見も共有しています。

◆ 既に高齢化が顕著な南舞岡から小学校がなくなると、さらに高齢化が加速すると思います。これから小学校に上がる世帯は、転居すらあり得るかもしれません。働き方も自由になり、どこでも働きやすくなった時代だからこそ、地域のつながり、継続性をきちんと維持できないと、この地域から人がどんどん減ってってしまうのではないかと、不安でなりません。廃校とは別の選択をとっていただくことを強く願っています。また、小規模校の課題について、日限山小学校と統合するほうがより顕著になってしまうのではないかと感じる点があります。

<児童の視点から見た課題について>

この地域では中学校は日限山中学校1校で、中学校に上がるタイミングで別々の小学校から混ざり合うことが、新しい人間関係構築の機会となっています。もし統合して1小1中になると、人間関係の固定化はますます進んでしまう恐れがあると思います。また、運動会については、現状でも競技は十分充実していると感じます。むしろ、できなくなる競技が本当に必要な競技なのか、適正な規模と運営を考える必要があるのではないのでしょうか。

<教職員の視点から見た課題について>

南舞岡小学校の教職員からどのような声があがっているのか、具体的に示していただく機会があると納得感がありますが、ニュースに掲載されている課題は一般的な考えに見えるため、この地域の問題としてあげることなのか疑問です。

<PTA・保護者の視点から見た課題について>

PTAはその学校の規模に合わせた適切な活動の規模があるはずで、固定化するのは会員数が問題なのではなく、決め方や活動負荷に起因しているのではないのでしょうか。また、文部科学省から、地域課題の解決に向けた、地域と学校の連携・協働という指針が示されており、保護者だけでなく地域で学校教育をつくっていくというプランが示されています。学校行事を単なる保護者への負担と捉えるのではなく、地域の活動として捉え直すなどの観点が必要と感じました。

⇒ いただいた御意見は、次回の検討部会で報告し、検討の参考とさせていただきます。

- ◆ 学校規模適正化という考え方は効率化の観点では理解しますが、過去の経緯や学校教育や地域社会の在り方を含めた整理も重要だと思います。また、減少幅が大きい日限山小学校の対策として、港南区の隣接区域を含めて幅広く検討してもらいたいです。もし両校の統合という形になるとしても、そこに至るまでの移行措置についても幅広い観点から検討していくべきです。統合にあたっては、学校の位置や通学距離だけではなく、交通環境の配慮、学校施設の規模や環境、運動場の広さ等の観点も含めて、幅広く検討をするべきです。また、都市計画や土地法制の改正を踏まえ、新たな人口流入等も加味していくべきだと思います。検討部会である程度論点が整理されたら、地域住民が参加して意見表明できる公聴会や集会の開催についても検討してください。
- ⇒ いただいた御意見は、次回の検討部会で報告し、検討の参考とさせていただきます。
- ◆ 「南舞岡小学校は舞岡小学校と統合すればいい。日限山小学校を何も変えずなくさないでほしい。」というご意見を読んで、非常に悲しい気持ちになりました。統合すれば新しい学校になるので、日限山小学校だけ変わらずそのままというわけにはいきません。住民がこんなに反対している中で統合を進めれば、地域の亀裂が大きくなっていくのではないかと不安です。この地域には活用できる土地がたくさんあり、子育てに非常に環境の良い地域なので、それらを活用すれば人口増加も望めます。両小学校が存続していく方向で検討を進めていただくことを強く望みます。
- ⇒ いただいた御意見は、次回の検討部会で報告し、検討の参考とさせていただきます。
- ◆ 会議録を公開してください。「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」はコロナ前の平成30年度に改定されたとのことですが、今の時代とはニーズが大きく変わっています。小規模校対策を考える前に、この基本方針を再議論するべきです。また、通学区域の変更を検討して難しい場合でも、小規模校の課題解決方法を見いだせば独立して存続可能ということだと思います。ぜひ独立して学校を存続させる方向で今後どうするかを考えていただきたいです。
- ⇒ 第1回の検討部会におきましては、会議を非公開とすることを部会委員に御判断いただきましたので、会議録の議事を一部非公開としています。いただいた御意見は、次回の検討部会で報告し、検討の参考とさせていただきます。
- ◆ 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」はコロナ前の平成30年に改定されたとのことですが、3密回避が常識の現代にはもう既に通用しません。学校を統合して密集した状態にしたら大切な児童の命が脅かされるのは明白です。小さい規模の学校は貴重なのでそのまま存続させるべきです。また、個別支援学級は児童の障害の特性やその度合いと人数によって、担任の数やクラス数が決められるので、学校規模を考える際にはそのまま一般学級と数を足したほうがフェアなのではないかと思います。以上の2点を考えても基本方針は現状には合いません。適正な学校規模の考え方の見直しを行い、個別支援学級の考慮を盛り込んだものへ変えてください。在校生が0でも新入生が0でもないのに統合はおかしいです。近い将来、横浜特別自治市になれば教育費もアップすることを期待して、持ちこたえてほしいです。
- ⇒ いただいた御意見は、次回の検討部会で報告し、検討の参考とさせていただきます。
- ◆ 個別支援学級と一般学級を分けて学校規模を考える理由がよく分かりません。南舞岡小学校では、個別支援学級の子どもも朝礼から一般学級の子と一緒に参加し、教材も一般学級と同じもので、同じ内容を学習させているのに、なぜ学級数を数えるときに分けられてしまうのか分かりません。市内で見てもこれほど積極的な交流をしている学校はないのではないのでしょうか。統合となって、こういった取組が失われてしまうのは大きな損失だと思います。個別支援級の取組を市全体に広げていく一つのモデル校として、存続させてもらいたいです。また、小規模校の課題解消に向けて何らかの方策があれば、統合しないという結論もあり得るのでしょうか。例えば、東戸塚小学校の近くで新しいマンションが開発されて、児童数がとても増えているという話も聞きます。そういったところも検討の範囲に含めることはできないのでしょうか。幅広く検討して、ぜひ南舞岡小学校を存続できるようにしてもらいたいです。
- ⇒ いただいた御意見は、次回の検討部会で報告し、検討の参考とさせていただきます。

<検討事例に関すること>

- ☆ 南舞岡小学校側からすると、規模適正化のために、日限山小学校が小規模校になったり、日限山小学校の児童に影響が出てしまったりするのは、非常に忍びなく、複雑な気持ちです。
- ☆ 所属団体の中では「統合以外の手法で考えられないか」という意見が多く寄せられました。統合が嫌ということではなく、どのような形で統合するのか分からないので、学校がなくなってしまうのではないかという不安から、学校を残したいという気持ちがあるようです。
- ☆ 統合する労力や大変さを思うと、どのようなプランをとってもそんなにメリットがないのではないかと思います。
- ☆ 検討事例5について、丸山台四丁目と南舞岡小学校との間に、日限山二丁目（日限山小学校の通学区域）があります。通学路にもよると思いますが、日限山小学校の通学区域を抜けて南舞岡小学校に通うのは、現実的ではないと思います。
- ☆ 検討事例6について、本郷台五丁目からの通学は、かなり暗く、人通りが少ない道を抜けてこななければならない、通学安全上に課題があると思います。
- ☆ 日限山中学校は、生徒数が減少傾向にあり、昨年度、部活動が一つなくなりました。子ども達は、中学校に入学する時、部活動を楽しみにしている部分もあります。子ども達が先を見据えて期待している中で、検討事例5・6のような通学区域変更を行うのはどうなのかなと感じます。
- ☆ 検討事例5・6のような通学区域変更をした場合、1つの小学校から複数の中学校に分かれていくこととなります。進学先の中学校で、同じ小学校から来た人数が少ないと、中1ギャップが生まれてしまう懸念があるのではないかと思います。
- ☆ 検討事例5・6は、検討の相手校を日限山小学校に限定しない考えでの事例だと思いますが、丸山台小学校や小菅ヶ谷小学校の立場からすると突然降ってきた話だと思っています。学区は隣接していますが、学校の理解や通っている保護者の心情などを考えると、少し無理がある事例だと感じます。
- ☆ これだけたくさん検討事例が提示されましたが、通学区域の見直しでは規模の適正化は難しいのではないかと思います。
- ☆ 日限山中学校の周辺地域では、南舞岡小学校の前を歩いて日限山小学校に通っている児童もいるので、通学区域の変更で解決するのが一番良いのではないかと思います。
- ☆ 第1回検討部会ニュースの内容について、所属団体の中でオンラインのアンケートを行いました。アンケートは約1,000世帯あるうち180世帯に対して行い、そのうちの3分の1の58世帯から回答がありました。割合としては、統合に賛成という回答が21%、それ以外の回答が79%となり、統合以外の手法で問題解決を図りたいという意見が多かったようです。
- ☆ 「現状のままで良い」「統合は絶対反対」ということではなく、小規模校からの脱却を図るため、具体的な方法をさらに検討し、隣接していない通学区域を含めて、広い範囲での学区調整を検討してもらいたいという意見がありました。
- ☆ 東戸塚小学校は、マンション開発により1,000人くらいの児童が通っていて、地域の中でもこの問題について話し合いが行われています。検討事例1にあるように、南舞岡一丁目の特別調整通学区域の方は、同じ戸塚区の南舞岡小学校に通っていただき、東戸塚小学校の推移を見ながら解決を図れたら良いのではないかと思います。

<学校の特長や課題に関すること>

- ☆ 南舞岡小学校は、小規模校であることや、舞岡公園がすぐ隣にあるという立地から、自然に密着した教育ができるという魅力的な特色があります。例えば、総合の授業で、セイタカアワダチソウという外来種を抜く活動に取り組みました。自然を守る人たちが真剣に活動している姿を学び、大変素晴らしい学習機会になりました。このように、貴重な自然と密着した教育を受けられることは大変ありがたいと、学校をそのまま存続してほしいという思いがあります。

- ☆ 南舞岡小学校は、この立地だからこそできる自然と密着した教育環境があり、横浜市の中でモデル校としても良いのではないかと感じています。舞岡地区は市街化調整区域を中心に、自然豊かな環境資源を有する地区です。その代表校として、存続してほしいと思います。
- ☆ 自然と触れ合うことで、一番大事な子ども達の情操を養うことができると思うので、舞岡公園が大切だという意見には賛同します。しかし、10人の学級で良いかという、それは少し違うかもしれないと思います。学区を越えて通学しても良いとか、舞岡で勉強したいという人に、ある種の自由度を与えても良いと思うので、教育委員会の方でも考えていただければと思います。
- ☆ 舞岡公園での活動については、日限山小学校でも、米作りや公民館の見学、遠足などで利用しています。舞岡公園という財産を、南舞岡小学校も日限山小学校も同じように活用していると思います。頻度や距離の近さに違いはあるかもしれませんが、日限山小学校も舞岡公園には大変お世話になっています。
- ☆ 南舞岡小学校は、小規模校の状態でも先生方の努力もあって成り立ってきたと聞いています。小規模校の課題があるということを感じさせないような学校づくりをされてきたのだと思います。
- ☆ 多様性が尊重されている中で、学級数だけで判断して、小規模校だからという理由で統合というのは疑問を感じます。小規模校だから多様な個性と触れ合える機会に恵まれにくいとは必ずしも言えないと思います。もし統合して1小1中となり、9年間同じ顔ぶれになると、そのような本来の目的から外れてしまうのではないかと思います。
- ☆ コロナによって、小規模校に対する保護者の考え方も変わっていると思います。この数年、密にならないように頑張ってきたことを思うと、小規模校を課題として受け止めていないのではないかと思います。
- ☆ 小規模校は、教職員の配置や補助金の配当の面でどのような課題があるのか、具体的に知りたいと思います。
- ☆ 南舞岡小学校の児童数が少なくなって、いま何か課題が出ているということなら、何とかしなくてはと思うのですが、小規模校の良さを感じているのに、なぜ規模適正化を図らなければならないのか分からない、というのが所属団体の意見としては一番大きいと思います。
- ☆ 課題がないという学校はないと思います。課題の理由が小規模校であるかどうかということは別にしたとしても、100%保護者が納得して教育活動が進んでいる学校はないのではないのでしょうか。その課題を感じている保護者や子ども達が声をあげているかどうかというところは、不透明な部分もあると思います。
- ☆ 学校教育の中で、授業ほど時間を費やしている活動は他にないので、授業という時間をどのように捉えるかも関係あると思います。授業で先生が子ども達をしっかり見ることは、学校規模に関係なく大切なことだと思いますが、「先生との距離が近い」など、小規模校の良さとしてあげられている部分を、授業をまわすという観点から考えると、難しい面もあるのではないのでしょうか。
- ☆ 1学年に複数のクラスがある学校では、同じ学年の先生が他のクラスに教えに行くなど、交換授業のようなことをしています。もしも、担任の先生と児童の関係が少し行き詰まってしまったとしても、他のクラスの先生達も見ているので、授業という時間を使って多くの先生が多くの子ども達を見ることが出来ます。単級の場合、それができないということが出てくると思います。また、担任の先生が体調不良などで子ども達を見ることができなくなってしまうと、同じ学年に代わりの先生がいらないという苦しさも出てくるのではないかと思います。
- ☆ もし、自分が小学生で、学校に入学して1クラスだったら、その中で気が合わない子がいたら、自分はどうするのだろう、逃げるところがないな、と思いました。子ども達がいまどのように思っているのだろうということが非常に気になりました。

<基本方針に関すること>

- ☆ 学校規模の基準について、なぜ一般学級と個別支援学級を合わせた学級数に変えないのですか。何年も前の話し合いの中で策定された基本方針と、今の状態が合っていないと思います。
- ☆ 個別支援学級の人数が年々増えていく中で、学校規模の基準に個別支援学級の人数（学級数）を入れないのが不思議です。今後、特別支援教育に力を入れていこうという国の方針があるにも関わらず、おかしいなと思いました。

<その他情報提供・御意見>

- ☆ 日限山小学校と南舞岡小学校の児童や保護者が納得して結論を出すことが一番だと考えています。
- ☆ 南舞岡地区に転入してくる家庭は子ども連れが多いので、シミュレーションより児童数はもう少し増えるのではないかと思います。
- ☆ 日限山地区と南舞岡地区の子ども達は、2つの地域に見守られて育っていると思います。それぞれの良さを生かして、中学校で混ざり合って育ってほしいです。
- ☆ 将来的に子どもの人数が減ると、中学校で部活動が減ってしまうことなども考えられると思います。
- ☆ 成長するにあたっては、小学校をどのように過ごして来たかということが非常に大事だと思います。子ども達が様々なことに安心して取り組めて、中学校に進学できるような環境をつくっていきたいと思います。
- ☆ 南舞岡小学校が設立される際、将来的に高齢者向けの施設になるという噂がありました。当時を知る年代の人は、そういう時代になったのかなと考えていると思うので、反対はしません。賛成しています。ただ、それ以後に南舞岡に転入してきた方は、そのような話は知らない、入った学校だから統合するのは嫌だ、という意見の方が多いと思います。所属団体の中でも、賛成と反対が分かれている状況です。
- ⇒ 現在、南舞岡小学校がある土地は学校用地で、教育委員会の行政財産となっています。仮に、統合して南舞岡小学校が学校ではなくなったとしても、高齢者向けの施設になるというようなことは、一切決定していません。
- ☆ 地方では、全校で数人しかいない学校もあります。規模適正化を図るとするのは、行政の都合で決めていると思います。教育を受ける側の立場を考えるべきだと思います。
- ⇒ いろいろと御意見をいただきありがとうございます。事務局としてお答えしなければならないことについては、次回の検討部会で御説明させていただきたいと思います。

◆第3回検討部会について ※会議は非公開とすることを決定しました。

日時：令和5年2月22日（水）10時00分から 会場：日限山中学校 図書室

検討内容：通学区域と学校規模適正化等

◆「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会の検討経過等について

検討部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/shokibo/kounantotsuka.html>



◆事務局（お問い合わせ先）

皆様からの御意見や御質問を受け付けております。Eメール、お電話またはFAXでお寄せ下さい。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：ky-kounan2022@city.yokohama.jp

TEL：045-671-3252

FAX：045-651-1417



「日限山小学校・南舞岡小学校」 通学区域と学校規模適正化等 検討部会ニュース

第3号

発行日：令和5年4月13日
発行元：「日限山小学校・南舞岡小学校」
通学区域と学校規模適正化等検討部会
(事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課)

第3回検討部会
日時：令和5年2月22日(水)
10時00分から
会場：日限山中学校 図書室



はじめに

現在、南舞岡小学校は一般学級数が9学級の小規模校となっており、今後も小規模校の状態が継続する見込みです。そのため、「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区域と学校規模適正化等検討部会において、隣接する日限山小学校との間で、南舞岡小学校の規模適正化に向けた具体的な対応を検討しています。2月22日(水)に第3回検討部会を開催しましたので、検討状況等について、保護者の皆様や両校の通学区域内にお住まいの皆様にお伝えします。

第3回検討部会の決定事項など

- ・第2回検討部会での意見・質問等に対する説明を事務局から行いました。
- ・第4回検討部会では、引き続き、南舞岡小学校の学校規模適正化に向けた具体的な対応を検討することになりました。

1 実際に学校規模適正化を経験した児童、保護者、地域の声

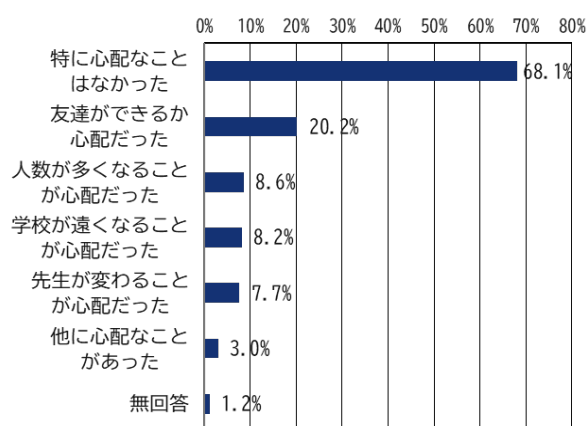
(1) 学校統合にかかる意識調査結果 (平成24年度実施)

学校統合を経験した児童と保護者にアンケート調査を実施し、学校規模の適正化による効果検証を行いましたので、抜粋して紹介します。

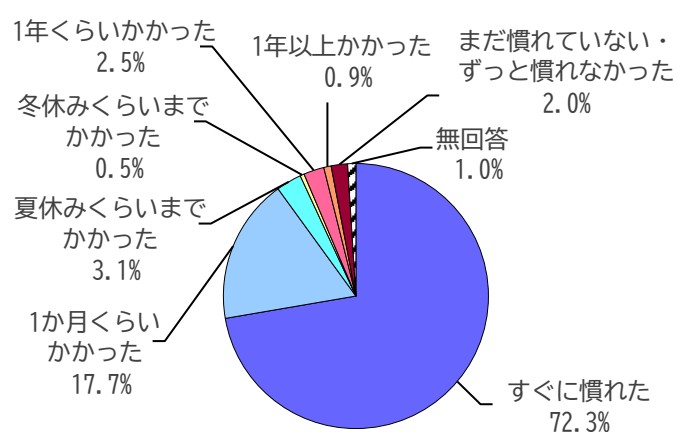
対象校：野庭すずかけ小学校 (H20 統合)、瀬谷さくら小学校 (H22 統合)、四季の森小学校 (H23 統合)
対象者：学校統合を経験したと想定される児童(在校生・卒業生)、保護者
対象人数：児童(在校生・卒業生)1,044名、保護者延べ1,044名

ア 児童

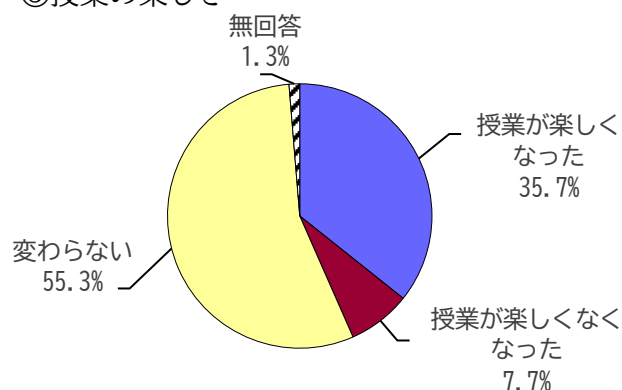
① 統合前に心配だったこと



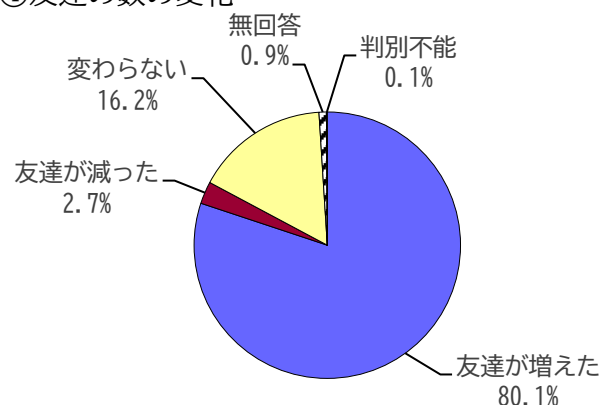
② 統合後の学校に慣れるまで



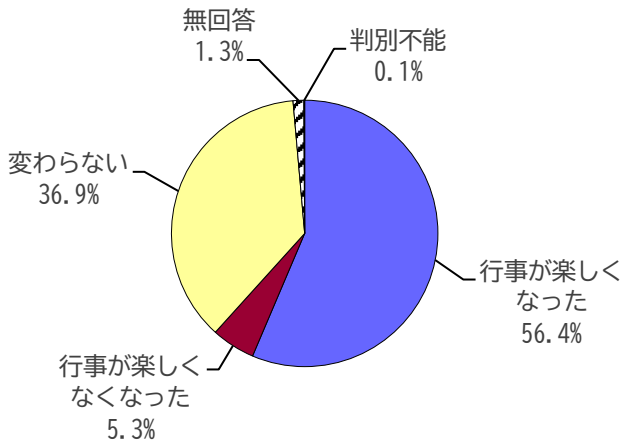
③ 授業の楽しさ



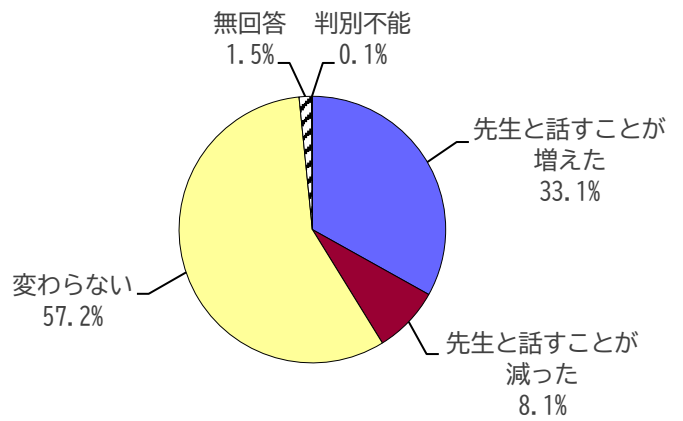
④ 友達の数の変化



⑤行事の楽しさ

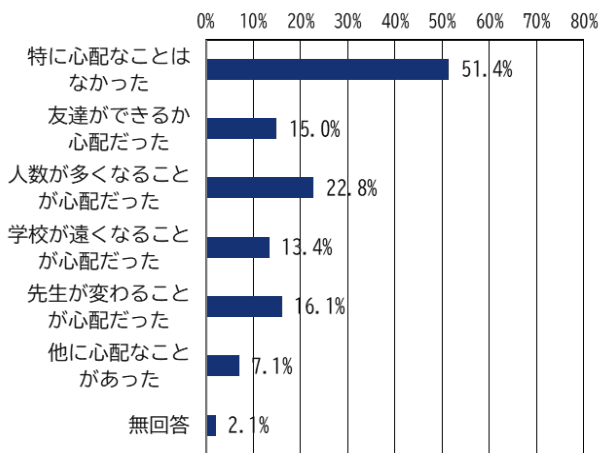


⑥先生と話す頻度

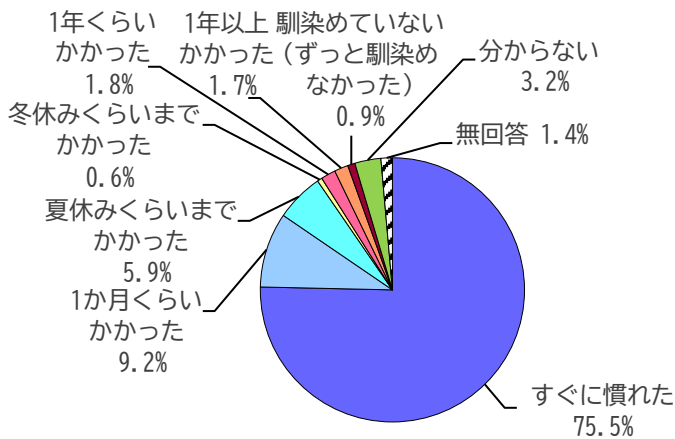


イ 保護者

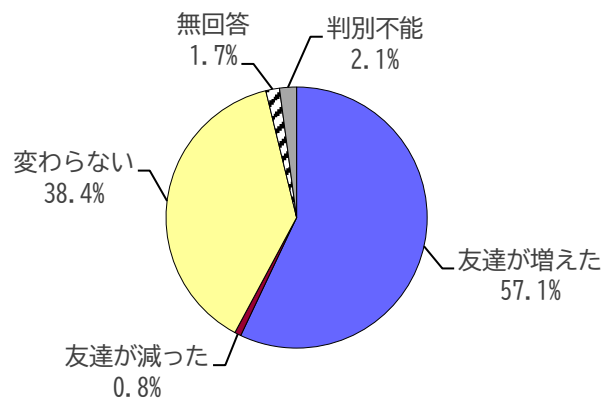
①統合前に心配だったこと



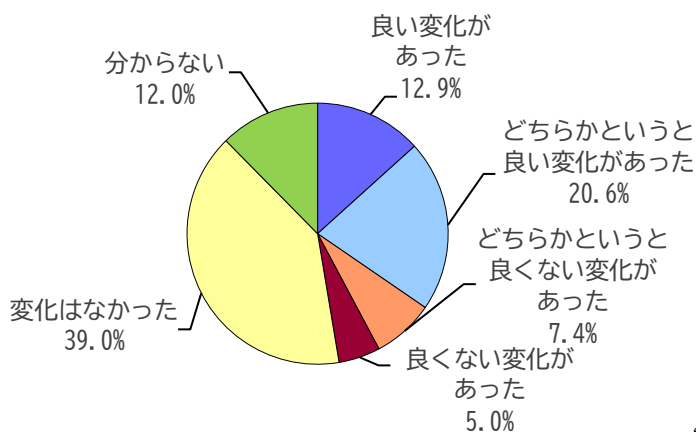
②統合後の学校に子どもが慣れるまで



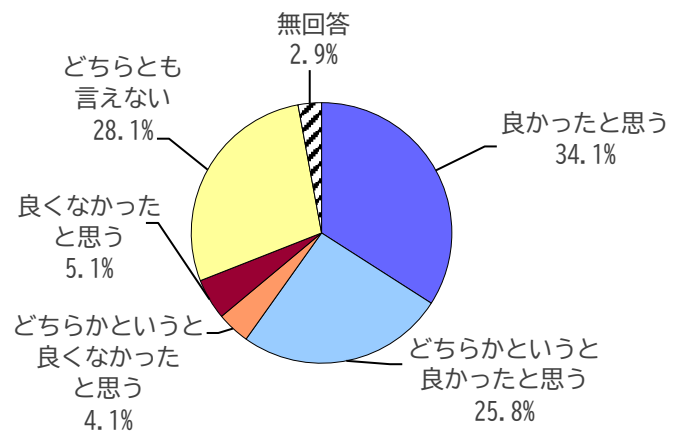
③(お子さまの)友達の数の変化



④学校行事の様子の変化



⑤統合してよかったか



(2)直近で開校した統合校の児童、保護者、地域の声

令和3年4月に旧池上小学校と旧菅田小学校が統合して菅田の丘小学校が開校しました。菅田の丘小学校の皆様にご協力いただき、統合前後の様子や気持ちについて聞き取り調査を行いました。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">児童からの意見</p>	<p>◆統合前後の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的に友達が増えて楽しい。 ・ 学校が、全体的に活気が増えてにぎやかになった。 ・ これまで1クラスでクラス替えがなかったが、3クラスに増えたことが良かった。 ・ 人数が増えて授業がにぎやかになった。 <p>◆統合校に慣れるまでの時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最初はそれぞれの学校ごとにグループになっていて、グループ同士の壁があった。 ・ 幼稚園で一緒だった友達と再会できたため、すぐに馴染んだ。 ・ 中休みの時間にゲームに誘ったりして遊ぶうちに仲良くなって、いつの間にか馴染んだ。 ・ 通学路が変わって、最初は不安だった。 <p>◆統合校の未来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 皆が健康で楽しめる学校にしたい。 ・ 学年を問わず楽しめる学校にしたい。 ・ 地域との関わりが深い学校にしたい。 <p>◆統合したことに対する感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合前はもう少し仲間が欲しいと思っていたので、一緒になって仲間が増えたことが嬉しかった。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">保護者からの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが新しい学校に慣れるまで、それほど時間はかかっていなかったと感じた。また、遊び方なども特に変化はなかった。 ・ 運動会では、学年ごとの種目ができたことや、学年全体で一体となったダンスなどのパフォーマンスが行えたことなど、これまでなかったスケールの大きさに感動した。 ・ 新しいPTA組織を立ち上げるにあたっては、この先の統合校の活動を見据えて、最適な体制を取るために、統合校開校時にすぐに立ち上げるのではなく、準備に時間をかけた。 ・ 地域の見守り隊も、両校の地域が一つになって積極的に動いていただいている。 ・ 学校統合するにあたって通学路の心配があったが、学校が始まるまでに通学訓練などが行われたことで、懸念事項を整理することができた。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域からの意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路は新校舎になっても同じなので、今後の通学安全対策を考えていきたい。 ・ 統合が子どもたちの生活に影を落としているのではないかと懸念していたが、全く感じられなくて安心した。

【参考1】令和4年度に実施した、統合の前後を知る学校長への聞き取り調査結果(旧笹山小学校、旧菅田小学校等)

	統合前の様子	統合後の様子
児童・生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係ができあがってしまい、子ども達は本来であればしなくても良い我慢を子どもなりにしている。 ・同学年集団の形成ができない分、異学年集団での活動が多いので、上級生の面倒見が良くなる。 ・人数が少ない分、子ども達も学校運営のために一人で何役も担う必要があり、積極的な子が多かった。 ・少人数になると集団で学習するなかで、多様性を学べる機会を得にくい。 ・小規模の集団で生活しているため、中学校や高校に進学した際に、大規模な集団の中で自主性を出すことに苦労している印象が受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・統合前はそのままが良いと言っていたが、統合後は友達が増えたと喜んでいたりも多かった。 ・遠足などの行事を学年ごとで行うことができた。 ・高学年ほど統合に戸惑いがあった。心理的負担もあったと思う。 ・特に低学年は友達が増えたことを喜ぶ子どもが多かった。 ・同学年の様々な人と関わることで、切磋琢磨し、多様性がより広がる。
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ・転入学手続きや行事の準備など、一人で複数の学校運営に関する業務を担う必要があり、負担になっている。 ・学年の運営を一人で担うため、多様な考えを持った教職員間において、議論を深めて運営を行うことができる組織を作りにくい。 ・質の高い教育を提供するために他校で実施される研究授業などの研修に参加する時間が取りにくい。 ・本来であれば経験を積んでから担うことの多い学年主任などの業務も、若手教員が一人で担わなければならない、運営に苦慮していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の人数が増えたことで、転入学手続きや行事の準備などの学校運営に関する業務を複数人で担当することができ、その分を授業の準備に費やすことができるようになった。 ・統合初期は、統合前の学校での指導方法の擦り合わせがうまくいかずに、教職員同士のまとまりに欠けていた。 ・他校で実施される研究授業などの研修に参加しやすくなり、能力向上に時間を費やすことができる。 ・同一学年内に若手、中堅、ベテランをバランスよく配置することができ、安定した学年運営が行えるほか、若手の育成も行うことができる。
保護者 P T A	<ul style="list-style-type: none"> ・人数が少なく、役員を何度も担う必要があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数が増えたことで、負担が少なくなった。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・開校当初は両校の良いところだけを持ち寄っている、全市のなかで一番良い学校を作ることができるチャンスと捉えている。 ・統合校の開校まで、1～2年しか準備期間が無かったが、もう少し準備期間があった方が良かった。 	

【参考2】平成29年度に実施した、統合の前後を知る学校長への聞き取り調査結果

- ・学校統合については児童生徒にとってメリットが多くあり、健全育成に大いに役立つと考えている。通学距離や時間、安全等を踏まえた上で、適正規模の学校に向けた統合を推進するべきだと考えている。
- ・児童だけでなく、検討時には統合に反対していた保護者からも、統合してよかったという声があがっており、大変ではあったがやりがいを感じた。
- ・学校統合による環境の変化について、一番柔軟なのは子ども達だ。大人の方が気持ちを切り替えるのに苦労している。
- ・学校統合の効果について、数字で表すことは難しいだろう。子ども達の笑顔や楽しそうに過ごしている姿について話すことはできるが、数値化できないことばかりだ。

2 第2回検討部会での意見・質問等に対する事務局からの説明 (☆：意見・質問等 →事務局からの説明)

<小規模校の特徴に関すること>

☆1 別々の小学校の児童が中学校で一緒になることで、新たな人間関係構築の機会となっている。もし統合して1小1中の学区になると、9年間同じ顔ぶれとなり、多様な個性に触れ合える機会に恵まれにくくなったり、人間関係の固定化につながったりするのではないか。

⇒ 別々の小学校から同じ中学校に進学することも、新たな人間関係を構築する一つの機会であると考えています。一方、小規模校で学年単学級の場合、小学校6年間の間はクラス替えを経験することができないため、新たな人間関係を構築する機会に恵まれにくく、その機会は中学校の3年間のみとなります。学校規模を適正化した場合、毎年クラス替えが可能となり、人間関係を構築する機会や多様な個性と触れ合える機会をより多く得ることができます。また、教職員数も増えるため、児童同士だけでなく、先生との新たな出会いの機会も増えます。加えて、学年を超えた交流も広がり、例えば、一緒に中学校生活を送ることのない3学年以上離れた両校の児童同士が小学校で交流できる機会が生まれることとなります。このようなことから、学校規模を適正化することで、子ども達にとってより良い教育環境を整備することができると考えています。

☆2 小規模校は児童数が少ないため、リーダーになる機会が増え、様々な貴重な経験を積むことができる。適正規模校以上では児童数が多いため、そのような機会に恵まれるチャンスが減少してしまうのではないか。

⇒ 適正規模校においても、リーダーや様々な役割を担って一人ひとりが活躍する機会は多くあり、多様なものの見方や考え方の中で個性を伸ばすことができると考えています。

☆3 小規模校は、教職員の配置や補助金の配当の面でどのような課題があるのか。

⇒ <教職員の配置について>

教職員の配置については、学校規模に関わらず学級数を基本として行われています。

ただ、小規模校では、「一人の教員が担当する事務作業や学校行事に関わる負担が多くなり、学級経営、教科研究などに費やす時間が制約を受ける」「習熟度別指導などの一人ひとりに応じた学習の展開が困難となる」「同じ学年の中で相談できる相手がおらず、学級間で相談や連携をすることができない」といった課題があります。

<コロナ対策による配当について>

コロナ対策による学校への予算配当については、国の実施要領に基づいて、学校毎の児童数により金額を決定し、一定額を配当しています。

☆4 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）に記載されている小規模校の課題は、学校現場の声を反映しているのか。現場の声を聞いたうえで、基本方針を再検討するべきだ。

⇒ 学校現場の状況については、教育委員会の指導主事が、小規模校を含めて様々な規模の学校を訪問して確認を行っており、基本方針に反映させています。現行の基本方針については、学識経験者や保護者代表、地域代表、学校関係者等からなる教育委員会の附属機関である「横浜市学校規模適正化等検討委員会」において延べ6回にわたって審議が行われました。さらに、市民の皆様からの意見募集を実施し、寄せられたご意見も踏まえ、平成30年に改訂しました。

☆5 南舞岡小学校は、この立地だからこそできる舞岡公園を利用した教育環境がある。横浜市の教育の中でも貴重な財産である。

⇒ 舞岡公園を活用し、自然と密着した教育活動が行われていることは素晴らしい取組であると考えています。校外活動については、地域や保護者の皆様のご協力や教職員の人手が必要であることから、学校規模適正化を推進することで、より魅力的な取組ができると考えています。

☆6 基本方針の実現には地域や保護者の協力が不可欠だが、それを「負担」と捉えるのか、教育に必要な「協力」と捉えるのかで、市と文部科学省とで齟齬（そご）があると感じる。教育委員会としては今回の小規模校対策との兼ね合いについてどのように考えているのか。

⇒ P T A 役員が減少するために、役員が固定化しやすいことや学校行事などの面で、保護者の負担が大きくなるというのは、過去の検討部会や学校長などへの聞き取りなどによる参考意見としていただいたものです。

☆7 他の自治体では小規模でもしっかり学校教育を行っている学校もある。規模適正化は行政の都合だ。

⇒ 過疎化や地理上の問題などにより、学校規模の適正化を実施することができない市町村があることは認識しています。一方、本市は376万人以上の人口を有する日本最大の基礎自治体として、多くの学校を整備しています。そのような環境を基に、学校規模適正化の方策により、子ども達の教育環境の向上に取り組んでいます。

<個別支援学級に関すること>

☆8 学校規模に個別支援学級数を含めるべきだ。南舞岡小学校では、個別支援学級の児童も一般学級と同じ教材で、同じ内容を学習していて、クラスの一員として学校生活を送っている。また、個別支援学級の児童数は年々増加しているのに、学校規模に含めないのはおかしいのではないか。

⇒ 個別支援学級は、障害（※）による学習上又は生活上の困難を克服するために設置された学級です。授業内容、授業時間数については、障害種別のクラスでの学校生活を基本とし、それぞれの子ども達の教育的ニーズ（伸ばしたい力、将来像等）を踏まえて、学校規模に関わらず、一人ひとりに応じた環境を整えています。

一方、一般学級が学年単学級の場合には、「クラス替えを行うことができず、児童同士の間関係が固定化しやすい」「クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない」「クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい」といった、様々な課題があります。そのため、基本方針に定められている適正な学校規模の考え方を見直す予定はありません。

（※本市では、知的障害、自閉症・情緒障害、弱視の個別支援学級を設置）

<学校規模に関すること>

☆9 小学校における1学級あたりの人数は、コロナの前後で異なっている。現行の基本方針は、平成30年度に改訂されたものであり、コロナ禍の現状と合っていないので、見直すべきだ。

⇒ 令和3年4月に法律が改正され、小学校では40人学級から段階的な35人学級の導入が始まりました。35人学級の導入は、「1学級あたりの人数を何名とするのか」という学級規模の視点で検討が進められました。一方、学校規模については「1学校あたりの学級数」を基準に定められており、現在においても、国が示す望ましい学級数の考え方に変更はありません。35人学級が導入されてもなお、小規模校の状態が解消されない学校については、クラス替えができない学年が生じ、人間関係などに問題が生じた場合には解決が困難になる等の課題は解消されないため、学校規模の適正化を推進する必要があると考えています。

新型コロナウイルス感染症対策については、学校規模の適正化方策とは別の問題であると考えており、基本方針に定められている適正な学校規模の考え方を見直す予定はありません。なお、学校規模に関わらず各学校において安全・安心に学校生活を送れるよう感染症対策を実施しています。

☆10 すべての学校を適正規模校とする必要があるのか。

⇒ 本市では、原則、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することとなっています。各学校や地域の状況を考慮しつつ、適正な学校規模での教育環境を等しく提供できるよう、学校規模の適正化を推進しています。

☆11 横浜市における適正な学校規模の基準は、なぜ国の基準よりも広いのか。

⇒ 国の基準では、12～18 学級が標準とされていますが、「特別の事情があるときはこの限りでない」という弾力的な運用となっています。本市では、教育効果との相関、教員配置など教育指導面における充実や管理運営面、学校施設・設備の効率的な使用などから総合的に判断し、12～24 学級を適正規模としています。

<通学区域の弾力化に関すること>

☆12 近隣小学校の数値も分からないと判断できない。隣接していない小学校を含めて、通学区域調整の範囲を広げれば、全てが適正規模校となるのではないか。

☆13 東戸塚小学校（東戸塚駅前の大規模マンション）の児童がスクールバスで日限山小学校または南舞岡小学校に通えるようにすれば良いのではないか。

☆14 通学区域の弾力化の手段については「特別調整通学区域制度」「指定地区外就学許可制度」「通学区域特認校制度」「学校選択制」の4つが示されている。通学区域を変更する以外の方法で、両校を残す方向性で検討してほしい。

⇒ 検討部会において、基本方針に基づき小規模校の課題が解決するよう、あらゆる角度から検討していただき、子ども達の教育環境をより良くしていくことが重要だと考えています。

なお、南舞岡小学校と通学区域が隣接していない地域からの通学は、「地域コミュニティ」や「中学校の通学区域」などの関係から総合的に考慮すると困難です。

☆15 検討にあたっては「通学路の安全性」をしっかりと確認してほしい。

⇒ 「通学安全に関すること」についても、検討部会における調査審議事項となっていますので、部会委員の皆様にご確認いただきながら、通学安全対策を図っていきます。

☆16 学区を越えて通学しても良いとか、舞岡で勉強したいという人に、ある種の自由度を与えても良いと思うので、教育委員会でも考えてほしい。

⇒ 本市では、原則、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することとなっています。この例外として、「通学区域特認校制度」というものがあり、保護者の方が通学区域特認校の特色の中で児童を学ばせたいと希望し、通学状況等を申請や面談により学校が確認したうえで、通学区域外からの就学を認めるものです。制度創設時と比較して指定校数や申請者数ともに減少しており、現在、本市で通学区域特認校は横浜市立義務教育学校のみに適用される制度となっています。通学区域特認校制度のニーズが低下している状況であり、本制度により学校規模適正化を図ることは困難です。

【通学区域特認校制度のニーズ低下の要因】

- ・通学安全を確保するため（市内全域が対象のため、遠距離通学となる可能性が高い）
- ・震災時の安心のため（自宅近くの学校に通わせたいという保護者の意識の変化）
- ・地域と学校との関係が希薄化することを避けるため

<児童数・学級数の今後の推移に関すること>

☆17 南舞岡の地域に転入してくる家庭は子ども連れが多いので、その分を加味すると、シミュレーションより児童数は増えるのではないか。

⇒ 向こう6年間の児童数・学級数を予測した「義務教育人口推計」は、住民基本台帳や学校基本調査等から抽出した幼児、児童の実数を基に、学校ごとの「転入・転出による増減率」や「小学校への就学率」などを考慮して算出しています。さらに、通学区域内の住宅開発情報から、過去の実績を基に算出した児童数の増加分を加味しており、精度の高い数値だと考えています。

<学校統合に関すること>

☆18 統合したら、自然豊かな舞岡公園と密着した教育環境など、南舞岡小学校の良い取り組みもなくなってしまふ。どちらの学校が残り、どちらの学校が無くなるというのは、地域の対立が生まれてしまい、統合したとしても良い環境にはならないのではないか。

⇒ 仮に学校統合をする場合、どちらかの学校の取り組みや伝統が無くなるということではありません。両校を一旦閉校して、お互いの学校の良い取り組みや歴史を引き継ぎ取り入れながら、一緒に新しい学校を築いていくこととなります。学校統合にあたっては、どちらの学校の児童数が多い少ないは関係なく、両校の児童を同じ立場と捉えることが大切だと考えています。

なお、学校統合をする場合は、児童の心理的負担の軽減を図ることを目的として、両校で授業や学校行事等を通じた交流を実施する期間を設けます。また、児童が環境変化に順応できるよう、両校教職員の配置についての配慮や学校カウンセラーの効果的な派遣を行うなど、心理的負担の軽減策について、しっかりと検討していきます。

☆19 統合となった場合は、南舞岡小学校の校舎を利用してほしい。

⇒ 仮に検討部会において日限山小学校と南舞岡小学校を統合するという結論となった場合、使用校舎についても、検討部会の中で議論していただくこととなります。使用校舎については、通学距離や通学安全、施設状況等も考慮しながら、検討していただきます。

☆20 統合したら地域防災拠点がなくなってしまふ。1校で南舞岡地区と日限山地区を受け入れられるのか不安だ。

⇒ 仮に日限山小学校と南舞岡小学校を統合する場合、統合校の使用校舎とならない学校の地域防災拠点については、地域の皆様のご意見を踏まえながら、関係区局と連携して調整していくこととなります。

3 検討部会における発言（凡例 ☆：委員からの主な発言 ⇒：事務局からの説明）

☆ これまで通学区域変更の検討もしてきましたが、なかなか難しい印象を受けました。その場合、学校統合は決定なのでしょう。もしそうであれば、部会での決定事項とされるのには違和感があります。統合せざるを得ない理由を明確にして、教育委員会の決定事項として保護者や住民に通達することなら納得する方も一部はいるかと思えます。私たちも統合に向けて視点を新たにして、子ども達にとってどういう統合の形が良いのか考えていけると思えます。また、学校規模適正化は「推進」であって、今統合しなければならぬわけでないのであれば、とりあえずは現状のままで、両校とも各学年1クラスくらいになって、保護者や住民から統合を望む意見が出てきた時に、部会としてまた検討していくということなら納得できます。

☆ 保護者、地域の方ともに現時点で統合の必要性を感じていないという意見が多いようです。コロナでまだ通常の学校生活に戻っていないところに、更に統合を進めるメリットがあるのかというと、まだその時期ではないと思えます。コロナで更に少子化が進んでいる中、南舞岡小学校はそれほど減っている印象はなく、今判断することではないかなと思えました。

☆ 子ども達は、新しい環境に順応していく力があると思うので、統合すること自体はそれほど心配ではありません。子ども達にとって悪いことではなく、友達が増える等、良いことももちろんあると思えます。ただ、保護者は統合した場合の個別支援学級の人数の多さについて、先生の配置等、どのように対応していくのか見えないと、安心感がないと思えます。また、地域防災拠点や後利用について、地域の意見を踏まえながら検討していくと言われても、どこまで意見が通るのか分からない中、統合するか決めなければならないというのが腑に落ちないところです。小規模なりに存続していこうという気持ちがこれだけあるのに、横浜市としてもっと一緒に考えてほしいという思いがあります。

- ☆ 今、統合に向けて話をしているわけではなく、子ども達の教育環境の改善について、部会で話し合っていると考えています。地域防災拠点や後利用については、今後の話だと思います。
- ☆ アンケート結果について、少数意見をしっかり見るのも民主主義だと思います。心配事がある子どもがいるということに焦点を当てないと、本当の教育の姿にならないのではないかと思います。
- ☆ アンケート結果について、児童も保護者も「統合前に特に心配なことはなかった」が多いですが、これらの地域の部会は、今回のように反対意見が多かったのか、それともあまり揉めずに統合したのか、それによって資料の価値が変わってくると思います。
- ⇒ 保護者や地域の方は、当初は統合に反対される方が多いです。そのような中で議論を重ね、地域の子ども達の事を考えて、統合という結論を出していただいています。アンケートを実施した野庭すずかけ小学校は計6回、瀬谷さくら小学校は計7回、四季の森小学校は計5回、部会を開催しました。他の事例を見ても、すぐに統合が決まることはありません。唯一、青葉区のすすき野小学校は、小規模化が進んだことから、保護者の要望により部会を立ち上げて検討し、単独閉校の結論が出ました。
- ☆ 学校名を決める等も含めた部会の回数なら、スムーズに進んだのではないかと感じます。
- ⇒ 地域や保護者の皆様の想いは、どこの学校でも強いと感じています。初めからスムーズに進んだ事例はないと認識しています。
- ☆ もし学校が統合する場合、「部会で決定した」という形になるのですか。
- ⇒ 部会では南舞岡小学校の学校規模適正化に対する意見を取りまとめ、その意見書を横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、「検討委員会」という。）に提出していただきます。仮に部会で「学校規模適正化の方策として学校統合が望ましい」と意見書を取りまとめた場合も、その意見書をもって統合が決まることはありません。検討委員会ではその意見書を尊重しつつ、教育委員会への答申を決定するとともに、教育委員会でも答申を基に審議が行われます。教育委員会での方針が決まり、かつ、市会での議決等を経て統合が決まります。
- ☆ 適正規模にするために、通学区域を調整しても難しいですね、統合すると良いですね、という提案をされると、住民はそちらの方向に誘導されていると懸念してしまうのだと思います。児童や地域のためにどうすれば良いのかという観点に沿って説明しないととまらなれないと感じました。
- ☆ 今の南舞岡小学校の規模で何が悪いのか分かりません。南舞岡小学校が良い学校なのであれば、例外が適用されても良いのではないかと、原点に戻って議論ができないかと思います。
- ☆ 様々な学校で教育に携わってきた経験からお話させていただきます。学校現場では長いこと、いじめの問題が重要なことと捉えられています。中には命を落とすような深刻な事案になることもあります。学校では、心を傷めている子が、それによっていじめだと思ふこと、そこに寄り添って教育的な配慮や指導などを行っています。今、いじめゼロの学校はないのではないかと思います。現場には、いじめによって辛い思いをしている子がいます。その時に、クラスを分けて物理的な距離を取れるということは、すごくその子の支えになります。次のクラス替えで子ども同士を分けてほしいといった保護者の訴えも、学校現場ではたくさんありますし、場合によっては保護者同士の揉め事に発展することもあります。そのようなことを考えると、小規模校は大変苦しい状況にあると思います。クラス替えができないので基本的に子ども達は変わりません。その中で辛い思いを低学年の頃にしてしまうと、ずっと引きずります。次の3月までなら、保健室で対応したり、席や班を離して距離を取るといったことで子どもの気持ちも少し救われたり、どうか耐えられるものが、6年間単学級だとそうはいきません。そういうところからも難しさを感じられると思います。
- ☆ 前回の部会で、「自分がいじめられる方の立場だったら、単学級は辛いと思う。」というお話をしました。ぜひそういう事も考えながら議論していただきたいと思います。
- ☆ いじめや人間関係の問題は、その場で解消するように学校現場でも努めています。しかし、心情的なものが尾を引いて、後からまた噴き出してくることもあります。6年間クラス替えができないというところで、現にそこにいる子ども達や保護者の方が、これまでどうやって過ごしてきたのかということに思いを馳せると、苦しさが想像できると思います。

☆ 先生の人数は学級数によって変わりますが、やるべきことはどの規模の学校も同じです。人数が少ないと、一人で何役もこなさなければ学校が回りません。小規模校の仕事の負担は皆さん想像していただけるかなと思います。また、学級数が少ない学校の先生とお話しすることがありますが、子ども達の間関係はかなり複雑です。今の関係性を崩したくないとか、何かあったらこの地域で生活しにくくなるなど、すごく人間関係を気にしています。小学校での人間関係の問題が解消されないまま中学生になった子どもや保護者は辛い思いをしている方もいるようです。子ども達や保護者が抱えている人間関係の問題というのは、非常に厳しいところがあると感じています。

☆ 個別支援学級は、障害種別ごとに1学級8人です。例えば知的障害種に8人の児童がいた場合は1学級ですが、9人になると4人と5人の2学級になります。また、正規の教員だけでなく特別支援教育支援員の方をお願いしてサポートを入れる等、個別支援学級の児童に対して、学校規模に関わらず、どの学校でも手厚く支援できるように環境を整えています。個別支援学級を学校規模の基準となる学級数として数えないことが、個別支援学級の児童を疎外していると捉えられるのかもしれませんが、そうではなく、障害種別に合わせた形で教育をするために、個別支援学級という学びの場と、一般学級という学びの場、2つの場を用意していると考えていただくと良いと思います。その子に応じて、一般学級で長く過ごす方が良い場合はそうしていますし、個別支援学級で過ごす方が落ち着いて学習できる場合はそのようにしています。差別しているとか区別しているということではなく、個の状況に応じて教育の場を設けているということなので、ここは統合するしないに関わらないと思います。

☆ 資料に「一番柔軟なのは子ども達だ。大人の方が気持ちを切り替えるのに苦労している。」とあり、まさにその通りだと思います。もちろん子ども達が一番大切ですが、大人の気持ちの切り替えにどう寄り添っていくかということもないがしろにはできないと思います。保護者が不安に思っていることに、教育委員会の方から回答する説明会のような場を設けるのはいかがでしょうか。部会では、直接声を聞いて、新しい刺激を受けてたくさん考えながら検討を進めてきましたが、住民や保護者が説明会の時のままの気持ちだとすると、規模適正化の必要性を理解してもらうのは難しいと思いました。

⇒ 今回、これまで寄せられた様々なご意見やご質問に対する回答をさせていただきました。資料の内容はニュースにも掲載しますので、まずはそちらをご覧くださいと思います。それでも説明が必要であれば、委員の所属団体ごとに事務局が伺うことも検討はできると思います。

☆ 部会で議論された内容は、ニュースとして全世帯に配付されています。意見がある方はメールや電話で事務局に連絡し、それに一つひとつ対応して、部会に全件報告され、部会での検討の参考になっていると思います。それを加味すると、説明会というのはどうなのかなと思いました。

☆ 昔、この地域の子どもは川上小学校に通っていました。その後、柏尾小学校に通うことになり、そして南舞岡小学校が新設されました。その状況を考えると、また他の学校に行くことになるのはやめてほしいという思いがありますが、もし後利用として高齢者福祉保健施設になるなら良いと思います。

⇒ 仮に学校統合となった場合の後利用に関する不安が解消されないという議論が進まないというご意見がありました。参考までに事例をご紹介しますと、旧野庭小学校は、横浜港南地域療育センターや母子生活支援施設等になっています。旧日向山小学校は、県立横浜ひなたやま支援学校になっており、地域防災拠点も継続して指定されています。旧庄戸中学校は、現在、地域防災拠点を残したまま活用してくれる事業者を公募中となっています。

⇒ 両校が小規模化してから検討を始めれば良いのではないかというご意見がありました。なぜ今なのかというと、小規模校の課題というところで、悩んでいる児童、ご家庭があるのを、そのまましておくわけにはいきません。小規模化が見えたときに検討を開始していくというスタンスで動いています。また、規模適正化に向けて、これまで通学区域変更案等をお示ししていますが、議論の中でなかなか難しいということが見えてきていると思います。結論ということではなく、検討材料ということで申し上げますと、事務局としては学校統合していく方向でご検討いただけないかと現在は考えています。また次回の検討部会に向けて、それぞれのお立場からのご意見等をいただきたいと思います。

☆ 皆さんから様々な意見をいただきましたが、もう少し議論を深める必要があると思います。もう一度各団体に持ち帰って検討していただき、次回の部会に繋げていけたらと思います。

4 第2回検討部会から第3回検討部会までに寄せられた意見・質問等 (◆:意見・質問等 ⇒事務局からの回答)

※お寄せいただいたご意見等は全て検討部会に報告し、検討の参考とさせていただきます。なお、紙面の都合上、抜粋・要約して掲載しています。また、P5～8(第2回検討部会での意見・質問等に対する事務局からの説明)と同内容の回答をした箇所については、回答の掲載を割愛しています。

- ◆ 南舞岡小学校の存続を強く希望します。『横浜市の個別先進校』であることは大きく、一般校と分けて考えるのが良いのではないかと思います。舞岡公園で素晴らしい体験ができることも他の小学校にはありません。何かに特化している部分を大切に、守る・残す方法を考えてください。
 - ◆ コロナ禍の今、小規模校であることは他の大人数の学校に比べて一つの安心材料でもあります。コロナ禍以前に制定された適正規模の見直しをするべきではないでしょうか。それぞれの学校を、方針を変えて維持していく方法を考えていくべきだと思います。
 - ◆ コロナ禍において、三密が避けられる小規模校が良いのは明らかです。古い基本方針に基づいた検討ではなく、現状に即した検討をお願いします。南舞岡小学校は地域防災拠点に指定されており、地域にとって重要な施設です。もし地域の核となる小学校がなくなってしまうと、超高齢化が進むこの地域の衰退は明らかです。日限山小学校も南舞岡小学校もこのままの存続を強く望みます。
 - ◆ 寄せられる意見の中には「努力・工夫すれば小規模校でもやっていける」「個別支援級を学級数として数えないことへの不満」など、現場を知らないがゆえの発言が散見され、苦しく感じています。実際に小規模校で勤務されている先生方のご苦勞を考えずにはいられません。学校規模適正化について、学級数で議論されるのは当然ではあるのですが、学級内の児童数も教職員の仕事の負担や丁寧な児童対応において大きな影響があります。学級数が多くなれば職員数も多くなり、仕事の分担や相談がしやすくなるなど負担を軽減することができますが、学級内の児童数が増えると丁寧な対応がしにくくなる現状もあります。学級数を適正化するために統合した結果、先生や児童に過ぎにくさを感じさせては、保護者の不満噴出は避けられないと思います。小規模校を解消することには賛成ですが、学級内の児童数がギチギチにならないかというところには心配があります。学級数の適正化ばかりではなく、少人数学級の実現についてもこれを機会に意見をあげていただきたいです。
 - ◆①統合は絶対に反対です。私自身南舞岡小学校出身で小規模校の良さを実感しているため、自分の子どもも通わせたく、南舞岡に戻ってきました。同じ理由で戻ってきた方が周りにもたくさんいます。
 - ②この地域は2小1中の地域なのではないでしょうか。もし統合して1小1中になれば、いずれ日限山中学校も丸山台中学校あたりと統合される可能性があるのでしょうか。
 - ③会議を公開にするよう見直してください。もう一度事務局の誘導なしの確認をしてください。
- ⇒ 現在、日限山小学校、南舞岡小学校、日限山中学校は、2小1中の通学区域となっています。また、令和4年度現在、日限山中学校における学校規模適正化等の検討は行っておりません。今後の学校規模適正化等の検討については、各学校の児童生徒数・学級数の推移や地域の状況等を注視して取り組んでまいります。なお、会議の公開及び非公開の判断については、会議の開催ごとに検討部会にお諮りしたうえで、その判断を行っています。非公開となった場合でも、検討部会で検討いただいた発言内容等は、部会ニュースにまとめて両校の保護者や通学区域にお住まいの皆様にお伝えします。
- ◆①寄せられた意見に対する横浜市の見解も知りたいです。
 - ②この地域の住民の約8割が統合以外の手法で問題解決を図りたいという意見です。通学区域の弾力化の手法についても住民に示してください。
 - ③小規模校対策を検討するなら、新しい基本方針ができてからするべきではないでしょうか。時代のニーズはコロナ禍前とは変化しています。
- ⇒ 寄せられたご意見やご質問につきましては、事務局から回答すべき内容は事務局から回答したうえで検討部会に報告し、検討の参考とさせていただきます。学校規模適正化等の検討にあたっては、検討部会において、通学区域の変更や弾力化も含めて幅広く議論していただいています。

◆ 文部科学省のプロジェクト『人口減少社会における ICT の活用による教育の質の維持向上に係る実証事業』に、ICT を活用して過疎地の小規模校の課題を解決するという長野県下伊那郡喬木村の事例があります。村は統合によらない小規模校の課題解決の方策を探り、ICT 環境を整え遠隔合同授業等を行い、様々な成果があったそうです。これはこの地域でも大いに活かせる事例です。文部科学省による実証事業への応募を視野に入れてください。両校が独立して存続する方策の一つになるはずです。

⇒ 過疎化や地理上の問題などにより、学校規模の適正化を実施することができない市町村があることは認識していますが、小規模校では、クラス替えができない学年が生じ、人間関係などに問題が生じた場合には解決が困難になる等、ICT の活用によっても解消が困難な課題もあります。本市は日本最大の基礎自治体として、多くの学校を整備しています。そのような環境を基に、学校規模適正化を推進しており、ICT の活用も含めて、子ども達の教育環境の向上に取り組んでいます。

◆①南舞岡小学校の現 6 年生は、5 年生の時は 2 クラスでしたが、6 年生になる時に児童の転出により 1 クラスになったと聞いています。コロナ禍の中、2 クラスのまま進級させることはできなかったのでしょうか。教育委員会はもっと柔軟に考えてほしいです。

②コロナ禍で段階的な 35 人学級の導入が進められていますが、横浜市独自の予算を組んで全学年 35 人学級にするべきです。少子化が進んでいる今、1 クラスの人数を減らす方向で考えてほしいです。

③全国で一番多い小学校は単学級校（全校で 6 クラス）で、南舞岡小学校はそれを超えています。何年もこの規模なのに、なぜ今年問題になるのですか。また、学校規模に個別支援学級数を入れないことは、個別支援学級の子どもの人権を無視していることになります。入れて考えてください。

④検討部会の会議を公開してください。情報公開の条例に反しています。

⑤両校の学校運営費は年間どれくらいですか。もし統合された場合はどれくらいになると見積もっていますか。子どものためではなく財政的な理由で学校規模適正化を進めているように見えます。

⑥部会ニュース（第 2 号）に記載されていた、「所属団体でのオンラインのアンケート結果」は、当事者の子どもの声を反映しているのではないかと思います。

⇒ 本市では、義務教育人口推計により各学校の児童生徒数・学級数の推移等を注視し、学校規模適正化を推進しています。南舞岡小学校は、平成 24 年度以降小規模校の状態が続いており、学級数は漸減傾向となっていました。令和 3 年度から段階的な 35 人学級が導入されましたが、学級数は今後更に減少し、将来的には全学年単学級となることが見込まれています。そのため、学校規模適正化に向けて具体的な検討を進めています。会議の公開については、検討部会運営要領に基づき、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。当該要領は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」第 31 条を根拠として策定されています。学校規模の適正化は、財政的課題の解消を目的としたものではなく、小規模校の課題を解消し、子ども達の教育環境を改善することを目的としています。なお、令和 4 年度横浜市予算において、小・中・特別支援学校の運営の視点からみた支出見込みは、児童・生徒 1 人あたり 73 万 1,999 円となっています。

◆**第 4 回検討部会について** ※会議は非公開とすることを決定しました。
日時及び会場は未定です。決定次第、以下のホームページでお知らせします。
検討内容：通学区と学校規模適正化等

◆**「日限山小学校・南舞岡小学校」通学区と学校規模適正化等検討部会の検討経過等について**
検討部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからもご覧いただけます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/shokibo/kounantotsuka.html>



◆**事務局（お問い合わせ先）**

皆様からのご意見やご質問を受け付けております。Eメール、お電話またはFAXでお寄せ下さい。
横浜市教育委員会事務局学校計画課
Eメール：ky-kounan2022@city.yokohama.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417



東戸塚小学校過大規模対策検討部会における 検討状況について（報告）

現在、東戸塚小学校は、一般学級数 31 学級の過大規模校となっており、今後も過大規模校の状況が継続していく見込みです。そこで、東戸塚小学校過大規模対策検討部会を設置し、東戸塚小学校の過大規模対策に向けた具体的な検討を進めていきます。

なお、東戸塚小学校では同時期に建替え等の大規模な老朽化対策を行う予定です。

1 これまで経過

開催日	会議・説明会	調査審議内容等
令和4年 3月24日	横浜市学校規模適 正化等検討委員会	教育委員会からの諮問に基づき、東戸塚小学校第二方面校開校準備部会を設置
12月2日		部会名称を「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会」と改称
令和5年 4月19日	東戸塚小学校 説明会	東戸塚小学校の過大規模校対策に関する説明会を開催し、以下の3点について説明 ・東戸塚小学校の現状と対応策について ・当面の教室数不足等への対応 ・老朽化対策について 【対象者】保護者及び地域住民 【参加者】昼の部 119名 夜の部 72名
5月31日	第1回検討部会	・部会運営方法、調査審議事項等の確認 ・「通学区域変更・特別調整通学区域設定案」と「過大規模校対策の3つの方向性（単独整備案、分校設置案、分離新設案）」を提示し、検討
8月17日（予定）	第2回検討部会	・第1回検討部会で提示した内容を踏まえ、各所属団体からの意見を報告

2 令和4年度 義務教育人口推計

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	個別支援 学級(R5)
児童数	954	977	1,059	1,147	1,218	1,291	1,399	48
学級数	28	<u>31</u>	<u>33</u>	<u>36</u>	<u>38</u>	<u>41</u>	<u>44</u>	7
保有普通教室数：32教室※ 敷地面積：27,552㎡								

※R4～5は5月1日時点の実数値。R6以降は令和4年度義務教育人口推計による推計値

※令和5年度に内部改修を実施し、33教室を確保する予定です。その後、過大規模校対策が完了するまでに生じる教室不足には、仮設校舎の設置により対応します。

【参考】東戸塚小学校過大規模校対策及び校舎等の施設整備に係る流れ



東戸塚小学校の過大規模校対策に関する説明会報告

発行日：令和5年5月29日

発行：横浜市教育委員会事務局
学校計画課、教育施設課

<開催日時・会場>

◆令和5年4月19日（水） 会場：東戸塚小学校

昼の部（14：00～15：00） 参加者：119名

夜の部（18：00～19：00） 参加者：72名

※当日の資料は、教育委員会ホームページで御覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo.html>



<説明会の趣旨>

東戸塚小学校は、令和5年4月7日現在、6学年合わせた一般学級の児童数は977名、一般学級数31学級以上の過大規模校^{※1}となっており、今後も更に児童数が増加し、学級数も増加していく見込みです。文部科学省の手引き^{※2}では、過大規模の状態が続くと、学校行事等において係や役割分担のないお子さんがいたり、きめ細かな指導を行うことが困難になったりする等、様々な課題が生じる場合がある、としています。

そのため、教育委員会では、東戸塚小学校の過大規模校対策について、具体的な検討を始めていきたいと考えています。検討に先立ち、東戸塚小学校の保護者の皆様をはじめ、通学区域内にお住まいの皆様を対象に説明会を開催しました。

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」（平成30年12月改訂）においては、「過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、分離新設（新しい学校の設置）を検討する」としています。東戸塚小学校の場合、市立小学校敷地平均の2倍超の面積を有していること、今後大規模な老朽化対策を行う予定になっていること等の状況を踏まえ、現在想定されている次の3つの案を中心に、幅広く方策を検討したいと考えています。

- ① 単独整備案…建替え又は長寿命化・増築によって教室等を補い、1校として運営する
- ② 分校設置案…「東戸塚小学校◆◆分校」を設置し、現在の敷地で本校と分校の体制で運営する
- ③ 分離新設案…新しい小学校を整備し、現在の敷地でそれぞれ別の学校として運営する

※1 横浜市、文部科学省とも、31学級以上を過大規模校としており、文部科学省は設置者に対し、過大規模校について速やかにその解消を図るよう、促しています。

※2 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

■説明会における主な御意見・御質問

（☆：御意見・御質問、→：教育委員会事務局からの回答・説明）

1 東戸塚小学校の現状と対応策について（当日資料P2～20）

☆ 学級数はどの程度まで増えると教育上影響が生じるのか。

→ 教育上の影響の一例として、普通教室数が不足していなくても、特別教室の割り当てが少なくなってしまうことなどが挙げられます。例えば、理科室や音楽室などは33学級以上になると、第二理科室、第二音楽室を整備する必要があります。

☆ 新たな学校用地の取得は検討しないのか。

→ 横浜市では財政状況等を鑑み、「横浜市資産活用基本方針」（令和4年12月改訂）において、新たな用地取得は原則的に行わないとしています。そのため、現在の東戸塚小学校の敷地を保有したまま、新たな土地を取得することはしない考えです。

☆ 通学区域変更は検討したのか。通学区域変更によって少しでも児童を減らすべきではないか。

→ 通学区域の見直しは、周辺校の学級数と保有している教室数などの施設状況、自治会町内会等の地域コミュニティを踏まえて行うことが必要になりますが、東戸塚小学校の児童数・学級数の増加や周辺校の状況等を踏まえると、通学区域の変更による過大規模状態の解消は困難だと考えています。

東戸塚小学校の過大規模校対策の大きな方向性としては、今回お示しした方策の3案を中心に、東戸塚小学校過大規模校対策検討部会（以下、「検討部会」という。）で検討していきたいと考えています。

☆ 東戸塚小学校に学区外から通学している児童はどれくらいいるのか。

→ 指定地区外の就学者は一人ひとり面談をして決めており、各学年で10人から15人程度在籍しています。

☆ 検討部会での検討スケジュールは決まっているか。

→ 結論を出すまでの部会の開催回数や期限は、具体的には決めていません。ただし、何年もかけて検討するのではなく、施設整備工事等にも時間がかかることを考慮すると、早めに方向性を取りまとめたいたいと考えています。

☆ 検討部会では、過大規模校対策として想定される3案（単独整備案、分校設置案、分離新設案）について検討するということか。

→ 部会では、過大規模校対策として想定される3案を中心に、東戸塚小学校の過大規模校対策の方策を検討し、とりまとめていきたいと考えています。

検討部会で過大規模校対策の方策が決定したのち、施設整備に関する検討の場を設け、校舎の老朽化対策を含めた施設整備について検討を進めていきます。

☆ 分校設置案、分離新設案になった場合、2校分の整備を行うことが可能とあるが、体育館やプールも2校分の整備を行うことができるのか。もし2校分の整備をする場合、今現在の東戸塚小学校の敷地の中につくるのか。

→ 分校設置案、分離設置案では、体育館やプールといった施設を2校分整備することは可能ですが、その場合は別の敷地ではなく、現在の東戸塚小学校の敷地内に整備する形になります。

☆ 適正規模のメリットとして挙げている異学年交流は、学年別の分校設置の場合、難しくなるのではないか。

→ 分校設置案の「1年生から4年生が本校、5年生と6年生が分校」という記載はあくまでも一例であり、鶴見区の市場小学校がこの方法を取っていることから、参考という形でお示しました。

また、学年で校舎を分けたとしても、同一敷地内に分校を設置する場合は、これまでと大きく変わらない形で異学年交流が行えるものと考えています。

☆ 分校設置案を選択した場合は転校となるのか。また、経歴において〇〇小学校と書くことがあった場合、東戸塚小学校〇〇分校卒業という形になるのか。

→ 資料では、5年生と6年生が分校に通うことをイメージでお示しましたが、その場合も転校という扱いにはなりません。市内では、鶴見区の市場小学校において、けやき分校を設置しており、5～6年

生が分校に通っていますが、卒業証書は市場小学校としています。

☆ 今後、過大規模校対策が行われるまでの間のサポートはどうなるのか。児童や教職員、施設面のフォローはあるのか。

→ 教育環境を整え学校運営をサポートすることが、教育委員会事務局の役割であると考えています。ハード面については、暫定的にプレハブを設置することで教室不足に対応する予定ですが、施設面だけでなく、学校運営といったソフト面についても、教育委員会事務局としてバックアップしていきたいと考えています。

☆ 今後もこのような説明会は開催されるのか。

→ 今後、説明会を行うかどうかは決めておりません。これから、保護者・地域の代表者、学校長等を委員とした検討部会を設置し、過大規模校対策の方策について検討を進めますが、検討部会での議論の内容については部会終了後、部会ニュースを発行し、学校を通じて保護者の皆様に配付します。通学区域内にお住まいの方にも全戸配付し、本市ホームページにも掲載します。
また、検討部会の委員の方以外からも広く御意見をお寄せいただきたいと考えています。いただいた御意見・御質問については、受付日以後に開催される部会で委員の皆様にご報告し、部会ニュースにも概要として記載する予定です。

☆ 検討部会ニュースの全戸配付は大変な作業だと思うが、ポスティングを業者に委託するのか。

→ 検討部会ニュースの周知・配付方法については、全校児童の保護者の方に対しては学校を通して配付いたします。また、通学区域内の御家庭には、外部の業者に委託して全戸配付いたします。

2 施設の改修について（当日資料P21～25）

☆ 現在の校舎では、何クラスまで対応できるのか。

→ 現在の東戸塚小学校の普通教室数は32教室です。今後、学級数が増加し、教室数が不足する見込みとなっているため、現在の校舎の改修等により教室数を確保していきます。具体的な改修箇所は未定で、今後、学校と調整していきますが、他の学校では、多目的室を普通教室に改修するなどの対応を行っています。

☆ プレハブ校舎をつくる場合は特別教室になると聞いたことがある。プレハブはどういった教室構成になるのか。

→ プレハブ校舎にも普通教室を入れることができます。プレハブ校舎の教室数や設置する教室の内訳については未定です。普通教室や個別支援学級のほか、特別教室等も必要になりますが、それぞれの教室をどのように配置していくかについては、実際に使用する学校関係者の方々の御意見もあるかと思しますので、学校運営を考慮して検討していきます。

☆ プレハブ校舎をつくることになるという説明だったが、プレハブ校舎が3つの案の中にあつた分校になるということか。

→ 東戸塚小学校の過大規模校対策については、単独整備案、分校設置案、分離新設案の3案を中心に検討していきますが、いずれの案でも工事が完了するまでの間に教室数が不足することから、暫定的に教室数を確保するためにプレハブ校舎が必要になります。プレハブ校舎が分校になるということではありません。

3 老朽化対策について（当日資料P26～31）

☆ 施設整備意見交換会とあるが、意見交換会の場で出た意見はどの程度反映されるのか。校舎の配置など、意見交換会の意見を聞いて、変更されることはあるのか。

→ 学校を整備するにあたって整備内容の基準を設けているものもありますが、施設の配置等については、実際に使用される学校関係者の方々の御意見を踏まえて、変更できるものもあります。使い勝手の良い施設となるよう、関係者の方と意見交換を行いながら進めたいと考えています。

☆ 工事期間はどの程度になるか。入学から卒業までずっとプレハブ校舎で過ごすことにならないよう、配慮していただけるのか。

→ 一般的な小学校の建替えでは、設計で2～4年、工事で2、3年程度かかりますが、校舎の規模や配置等、設計条件が固まるまでは、工事期間をお示しすることが難しい状況です。

☆ 誰もが行きたい学校に行ける環境づくりが大事。校舎のバリアフリー化については、どのように考えているのか。

→ まずは過大規模校対策の方向性を決めることとなります。今回3案を示させていただいていますが、どの案を採用するとしても、学校の施設整備は行うこととなります。その際には、しっかりとしたバリアフリー対策を行っていきます。

☆ 学校は主として教育を行う場であるが、災害時に活用されるなど、公共施設としての側面もある。他の部署とどのように連携しているのか。

→ ご指摘のとおり、東戸塚小学校は教育の場という以外にも、さまざまな機能があります。検討部会には、戸塚区役所の職員も関係課として参加し、区としての視点も一緒に議論しながら、具体的な内容を検討していきたいと考えています。また、まちづくりに関係する部署とも必要に応じて情報共有や意見交換を進めていきます。

【本件についてのお問合せ】

項目	担当部署 (教育委員会事務局)	電話番号	メールアドレス
1 東戸塚小学校の現状と対応策について (当日資料P2～20)	学校計画課	671-3252	ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp
2 施設の改修について (当日資料P21～25)	教育施設課営繕係	671-3258	ky-shisetsu@city.yokohama.jp
3 老朽化対策について (当日資料P26～31)	教育施設課計画推進係	671-3531	

東戸塚小学校過大規模校対策 検討部会ニュース

第1号

発行日：令和5年 月 日 **未定稿**
発行元：東戸塚小学校過大規模校対策検討部会
(事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課)

はじめに

現在、東戸塚小学校は一般学級数 31 学級（令和5年4月7日現在）の過大規模校であり、今後も更に児童数が増加して過大規模の状態が継続する見込みです。東戸塚小学校の過大規模校対策を検討するため、「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会」を設置し、第1回検討部会を開催しました。今後、検討部会での検討状況等については、本ニュースを発行し、保護者の皆様や両校の通学区域内にお住まいの皆様にお伝えしていきます。

第1回検討部会
日時：令和5年5月31日（水）18時00分から
会場：東戸塚小学校



第1回検討部会の決定事項など

- ・東戸塚小学校の過大規模校対策の検討として、事務局から「通学区域変更や特別調整通学区域設定の検討状況」と「過大規模校対策の3つの方向性（単独整備案、分校設置案、分離新設案）」を示しました。
- ・第2回検討部会では、今回事務局から提示した検討事例を踏まえ、各所属団体の御意見を伺い、具体的な対応を検討することになりました。

1 検討部会の運営

本検討部会は、「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会運営要領」に基づき、運営していきます。

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会運営要領（抜粋）

（調査審議事項）

第2条 部会は、横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第5条第1項の規定により、東戸塚小学校の過大規模校対策に関する次の各号に掲げる事項について調査審議することとし、調査審議結果をまとめた意見書を、横浜市学校規模適正化等検討委員会に提出する。

- (1) 過大規模校対策の手法に関する事
- (2) 分離新設又は分校の設置による場合は、学校名に関する事
- (3) 分離新設又は分校の設置による場合は、通学区域に関する事
- (4) 通学安全の確保に関する事
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

（会議）

第5条 部会の会議は、部会長が招集する。ただし、部会長が選出されていないときは、横浜市学校規模適正化等検討委員会委員長が行う。

- 2 部会は、部会委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、会議については、一般に公開するものとする。ただし、部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 検討部会の構成

横浜市学校規模適正化等検討委員会条例及び上記の運営要領に基づき、検討部会の委員並びに部会長及び副部会長につきましては、次の方々に決まりました（敬称略）。

部会長	川畑 孝男（吉田矢部地区連合会 会長、グランフォーレ戸塚ヒルブリーズ 自治会 会長）	
副部会長	中山 晴生（上倉田西町内会 会長）	
委員	坂間 庄二（吉田町内会 会長）	岡部 歩（東戸塚小学校運営協議会 委員、東戸塚小学校PTA 前会長）
	山本 和男（新プロムナード 矢部自治会 会長）	高杉 陽子（豊田中学校PTA 会長）
	青山 勉（矢部町内会 会長）	植野 雅俊（舞岡中学校PTA 会長）
	加藤 伸雄（モテラパークス戸塚自治会 会長）	山手 英樹（東戸塚小学校 校長）
	保科 泉（サンハイブ戸塚自治会 前会長）	小佐野 和人（豊田中学校 校長）
	森田 洋郎（戸塚ハイライズ 自治会 会長）	岩田 明正（舞岡中学校 校長）
	小野 希（東戸塚小学校PTA 会長）	

3 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会について

(1) 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会の位置付け〔図1〕参照

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会は、本市教育委員会の附属機関である横浜市学校規模適正化等検討委員会（以下、「審議会」という。）の付託を受け、同校の過大規模校対策の基本的な方策について検討を行うために設置されたものです。

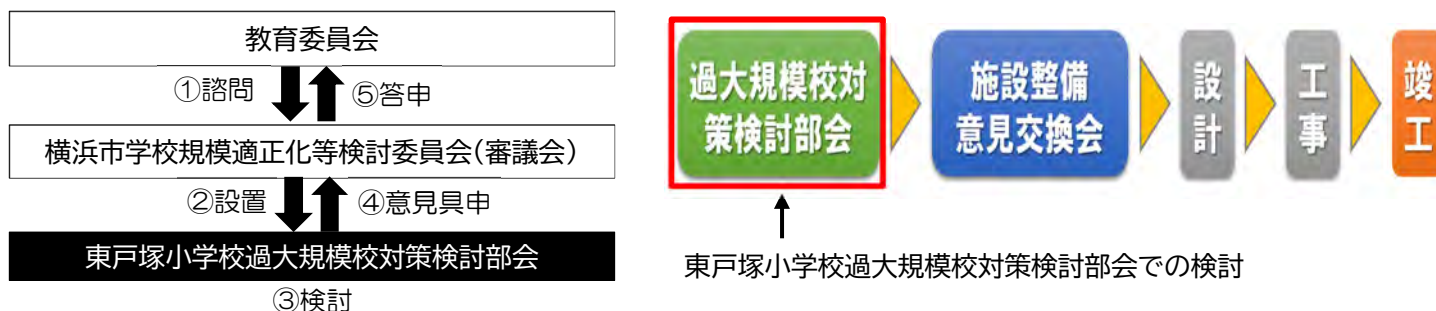
(2) 東戸塚小学校過大規模校対策検討部会での検討内容〔図2〕参照

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会は、同校の過大規模校対策の基本的な方策について検討し、審議会へ意見書を提出することが主な役割です。

過大規模校対策の方策決定後、教育委員会事務局での建替え等の老朽化対策に向けた施設配置や工事方法、法令・敷地条件等の検討を経て、関係する地域・保護者・学校の皆様との意見交換の場を設け、御意見を踏まえながら、施設整備について検討していく予定です。

〔図1〕東戸塚小学校過大規模校対策検討部会の位置付け

〔図2〕東戸塚小学校過大規模校対策及び校舎等の施設整備に係る流れ



（根拠法令：横浜市学校規模適正化等検討委員会条例第8条）

4 東戸塚小学校の現況（令和4年度義務教育人口推計）【表1】

（単位）児童数：人 学級数：学級 教室数：教室

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有教室数
児童数	954 (994)	977 (1,025)	1,059	1,147	1,218	1,291	1,399	32
学級数	28 (34)	31 (38)	33	36	38	41	44	

※R4～5は各年度当初の実数値。R6～R10は、令和4年度義務教育人口推計による推計値（一般学級のみ）。

※()内は個別支援学級の児童数・学級数を含む実数値。（将来の個別支援学級の児童数・学級数は算出することができないため、推計値は作成していません。）

5 過大規模校における課題と対策の考え方

(1) 過大規模校における課題

文部科学省では、31学級以上を過大規模校としたうえで、次の課題が生じるとしています。また、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に対して促しています。

【大規模な学校で生じる課題】（文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模化・適正配置等に関する手引」（平成27年1月策定）より）

- ① 学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる
- ② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる
- ③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する
- ④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい
- ⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる
- ⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる
- ⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる

(2) 学級規模の考え方及び過大規模校への対策 (「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」より)

「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」(以下、「基本方針」という。)において、小学校では31学級以上を「過大規模校」としています。

過大規模校については、過大規模の状態が続き、通学区域変更等によっても解消が困難な場合には、分離新設(新しい学校の設置)を検討するとしています。ただし、「適した用地の確保が困難なとき」「施設、教育内容、児童生徒指導等に支障がないとき」は分離新設以外の方策も柔軟に検討するとしています。

[図3]学校規模の考え方(小学校)

11	12	24	25	30	31 (学級数)
小規模校		適正規模校		準適正規模校	過大規模校

6 基本方針に基づく検討

(1) 通学区域変更の検討について

① 周辺校の状況について

東戸塚小学校と通学区域を接している小学校の義務教育人口推計は、表2のとおりです。

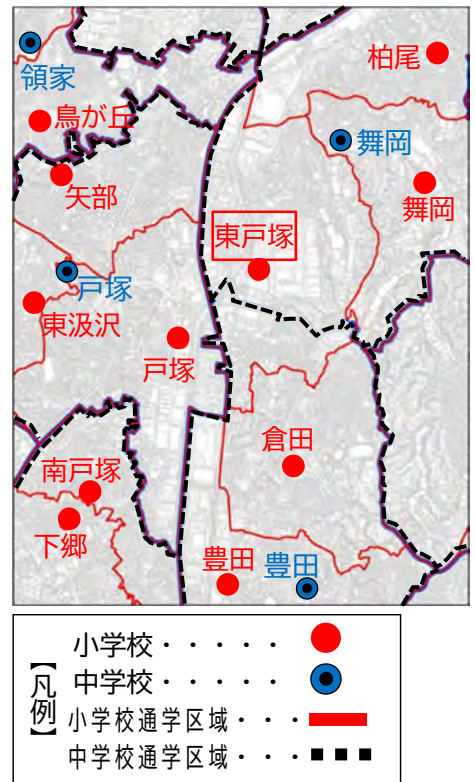
周辺校にも教室数に十分な余裕がある学校はなく、通学区域変更を行っても、東戸塚小学校の過大規模校の解消は困難です。

【表2】東戸塚小学校と周辺校の義務教育人口推計 (単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有 教室数
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,147	1,218	1,291	1,399	32
	学級数	28	31	33	36	38	41	44	
柏尾小	児童数	596	587	599	573	550	495	440	20
	学級数	20	20	20	20	19	16	15	
舞岡小	児童数	330	368	397	392	385	350	353	14
	学級数	13	14	14	14	14	13	13	
倉田小	児童数	409	392	398	371	358	345	330	16
	学級数	12	13	12	12	12	12	12	
戸塚小	児童数	880	896	966	1,012	1,066	1,075	1,072	28
	学級数	26	27	30	32	34	33	33	
矢部小	児童数	664	648	671	663	639	620	593	22
	学級数	22	21	22	21	20	20	19	
鳥が丘小	児童数	525	505	522	513	495	487	486	20
	学級数	18	18	18	18	18	18	18	

※R4~5は各年度当初の実数値。R6~R10は、令和4年度義務教育人口推計による推計値(一般学級のみ)。

【図4】通学区域図



② 通学区域変更及び特別調整通学区域設定のシミュレーションについて

通学区域変更による、東戸塚小学校の過大規模校の解消は困難ですが、保有している教室数などの施設状況に加え、「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」、「地域コミュニティとの関係」や「小学校・中学校の通学区域」を考慮し、上記表2の中では教室数に比較的余裕がある倉田小学校との通学区域変更等のシミュレーションを行いました。

なお、シミュレーションは令和7年度から設定した想定で行っています。

ア 通学区域変更の検討

表2のうち、倉田小学校との通学区域変更のシミュレーションを行った結果は表3(次ページ)のとおりです。

想定 ・上倉田町(東戸塚小学校通学区域部分)を倉田小学校の通学区域へ変更(図5(次ページ)斜線部分)
 ・令和7(2025)年度の新1年生から対象とし、在校生は現在の学校に通学する場合

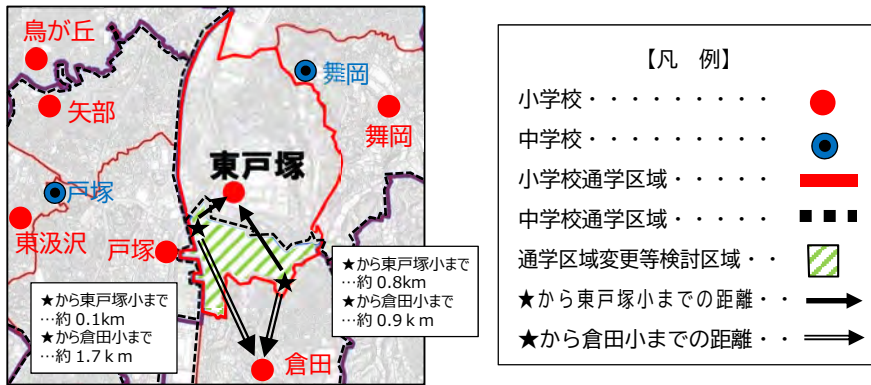
【表3】通学区域変更シミュレーション

(単位)児童数:人 学級数:学級 保有教室数:教室 敷地面積:㎡

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,089	1,110	1,148	1,204	32	27,552
	学級数	28	31	33	34	34	36	37		
倉田小	児童数	409	392	398	418	445	460	485	16	13,326
	学級数	12	13	12	13	14	15	16		

効果と課題 両校とも増加傾向になり、東戸塚小学校の過大規模校の状態は緩和されるものの、解消しません。また、倉田小学校は教室数に余裕がなくなり、将来的な教室数不足も想定されます。

【図5】通学区域変更シミュレーションの概要図



イ 特別調整通学区域(※)設定の検討

図5と同じ区域について、指定校を東戸塚小学校、受入校を倉田小学校とする特別調整通学区域を設定した場合、シミュレーション結果は次の表4と表5のとおりになりました。表では、対象となる未就学児が倉田小学校に50%と20%通うことになった場合の結果を示しています。なお、対象の未就学児が倉田小学校を100%選択する場合は表3の通学区域変更を行った場合と同じ結果となります。

※ **特別調整通学区域** 学校の施設及び通学路の状況等を考慮し、指定校(正規校)又は教育長が定める指定校以外の学校(受入校)のいずれかを選択できる制度。

想定 ・上倉田町(東戸塚小学校通学区域部分)について、指定校を東戸塚小学校、受入校を倉田小学校とする特別調整通学区域を設定
 ・令和7(2025)年度の新1年生から対象とし、在校生は現在の学校に通学する場合

パターン① 【表4】指定校(東戸塚小学校)50% 受入校(倉田小学校)50% (単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室 敷地面積:㎡

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,118	1,164	1,219	1,300	32	27,552
	学級数	28	31	33	35	36	38	40		
倉田小	児童数	409	392	398	394	401	402	407	16	13,326
	学級数	12	13	12	13	14	14	14		

パターン② 【表5】指定校(東戸塚小学校)80% 受入校(倉田小学校)20% (単位)児童数:人 学級数:学級 教室数:教室 敷地面積:㎡

		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	保有教室数	敷地面積
東戸塚小	児童数	954	977	1,059	1,136	1,197	1,263	1,361	32	27,552
	学級数	28	31	33	36	37	39	42		
倉田小	生徒数	409	392	398	380	375	367	359	16	13,326
	学級数	12	13	12	12	12	12	12		

効果と課題 ・東戸塚小学校の過大規模校の状態は解消しませんが、若干の緩和が期待できます。
 ・倉田小学校については、学級数は増加しても、教室数不足とはならない見込みです。

(2) 分離新設(新しい学校の設置)について

「横浜市資産活用基本方針」(令和4年12月改訂)では、新たな用地取得は原則的に行わないとされています。また、東戸塚小学校は、市立小学校の校地面積の平均の2倍超の面積を有しています。

このため、分離新設する場合、東戸塚小学校の敷地を分割して、新しい学校をつくるのが案になり、過大規模校とは別の課題が生じてしまう可能性があります。

【参考】横浜市資産活用基本方針(令和4年12月改訂)一部抜粋

第3章 2-(3)取組

ア 新規取得の抑制と保有土地活用

施設整備に必要な土地の確保にあたっては、緑地・公園用地・道路・河川用地など、他の場所での代替性のない事業用地を除き、原則として、新たな土地の取得は行わず、先行取得資金保有土地や一般会計未利用土地、施設の用途廃止に伴う跡地の活用を図ることとします。

やむを得ず新たに土地を取得する場合には、保有土地との交換等の可能性を検討します。

【参考】校地面積について

学校名	校地面積 (㎡)
東戸塚小学校	27,552
横浜市立小学校の平均	約 12,500

(3) 東戸塚小学校において加味する要件

通常の過大規模校対策を検討する場合に加え、東戸塚小学校では、次の点を踏まえた対策が必要になります。

- ① 分離新設する場合、東戸塚小学校と新設校が隣り合うことになる。2校が隣接するため常に比較対象として見られる可能性がある。
- ② 大規模な老朽化対策を行う予定になっているため、過大規模校における課題のうち、施設面に関する課題(P.2【大規模な学校で生じる課題】参照)については、必要な対策ができる見込み。

7 想定される過大規模校対策の方策

過大規模校対策の方策として、「①単独整備案」「②分校設置案」「③分離新設案」の3案を想定しています。それぞれの方策にはP.6の表6のように、メリットとデメリットがあり、東戸塚小学校においては、上記の6(3)も踏まえ、検討していく必要があります。

【補足】東戸塚小学校における分校の想定

上記の①～③の方策のうち、②の分校についてはあまり例がないため、イメージするのが難しい面もありますが、現時点で次のような内容で想定しています。

- ・現在の東戸塚小学校の敷地内に、本校と分校が設置される形になります。分校には東戸塚小学校◆◆分校と新たな名前を考える必要があります。
- ・名目上、敷地や建物がそれぞれ本校・分校のどちらに属するか区分されます。ただし、敷地を一体的に利用できるようにし、フェンス等の設置はしません。
- ・施設や教員(学校長を除く)は概ね2校分の配置が可能です。施設の効率化を図るため、共有を図ることも可能です。(例:給食室、図書室を共有)
- ・通学区域を変更する必要はありません。学年によって、使用する校舎を分ける、学年別の分校になります。
- ・卒業証書の学校名は、東戸塚小学校卒業となる想定をしています。

<例>



【表6】《方策案と方策案ごとの想定されるメリットとデメリット》

	①単独整備案	②分校設置案	③分離新設案
運営体制	1校として運営	「東戸塚小◆◆分校」を設置し、本校と分校の体制で運営	新しい小学校を整備して、それぞれ別の学校として運営
児童の学習・生活環境等	学級数が多く、学年全体や全学年が一同に集まって行う活動の内容や場所が限られるため、学校としての一体感を保ちにくい		学級数が適正規模となるため、学年全体や全学年が集まって活動しやすく、学校としての一体感を保ちやすい
	一学年の学級数が多すぎるため、授業の進捗にばらつきが生じやすい		一学年の学級数が適正規模となるため、学校ごとに学習の進捗をそろえやすい
	一学年の人数が多く、運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせづらい	行事等を分校と本校で分ければ、一人ひとりに役割を持たせることができるが、学校としての一体感を保ちにくい	一学年が適正な人数となるため、運動会等の行事で一人ひとりに役割を持たせやすい
	1校として学校運営を行うため、比較されることがない		2校が隣接するため常に比較対象として見られ、本来は生じないはずの学校間の競争があおられる
地域・通学区域	通学区域は現在のまま変わらないため、新たな問題は生じない		現在の通学区域を分ける必要があり、これまでの地域のつながりが分断されてしまう
施設	体育館等の施設は1校分の整備となる	体育館等の施設は基本的に2校分の整備が可能(ただし、給食室や図書室等を共用施設とすることも検討可)	
教職員	1校分の教職員配置となる 校長1名、副校長1名	1校分の人員に加え、分校運営に必要な教職員配置も可能 校長1名、副校長2名	それぞれの学校に1校分の教職員配置となる 校長2名、副校長2名 (各校1名ずつ配置)
学校名等	学校名も変わらず、これまでの校章・校歌を引き継げる	学校名は東戸塚小学校◆◆分校となるが、校章・校歌等は東戸塚小のものを引き継げる	新設校は、学校名、校章、校歌等を新しいものにする必要がある

【参考】校舎の老朽化対策について

「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」(平成29年5月策定)に基づき、老朽化した小・中学校施設を計画的に建て替えています。東戸塚小学校も、老朽化対策の対象となっています。

【一般的な建替えのスケジュール】

1年目	2年目	3～4年目	5年目～
基本構想	基本設計	実施設計	工事

(参考)長寿命化

- ・上記の建替え基本方針は、現在見直しを進めており、その中では建替えにかえて「長寿命化」も選択肢としています。(見直しを進めていた建替え基本方針は令和5年6月に改訂・公表しました。)
- ・長寿命化とは、既存校舎を活用し、構造躯体の安全性を確認したのち、劣化対策や設備更新・内部の改修を行うものです。
⇒本市ではまだ施工例がなく、外部の専門家も交えて検討する必要があります。
※東戸塚小学校の場合、既存校舎を長寿命化した場合にも、不足教室対策としてプレハブ校舎とは別に校舎の増築が必要となります。(校舎増築後にプレハブは撤去)
- ・長寿命化を行う場合の進め方
 - ①今後、何年程度学校施設の使用が可能か調査(東戸塚小学校の校舎棟の耐用年数は、適切な維持保全を行うことで、現時点から100年超との調査結果が出ています。)
 - ②使用見込み年数等に応じた長寿命化の手法を検討
 - ③耐力壁や柱、梁などの保全や強化に加え、設備、内装の改善、間取り変更等を検討
- ・長寿命化の工事も、学校を運営しながら行う必要があるため、建替え同様、仮設校舎を設置するなどして、ある程度の年数をかけて進めることが想定されます。

8 説明会(4月19日開催)以降に寄せられた意見及び質問等 (凡例 ◆:意見・質問 ⇒:事務局からの回答)

説明会から第1回検討部会までに事務局に寄せられた御意見が1件ありました。

◆ 説明会に参加させていただいた東戸塚小の保護者です。

説明会の資料では、通学区域変更を検討する旨が記載されているにも関わらず、質疑では通学区域変更は考えていないという趣旨の回答で、疑問が残りました。

小学校の通学距離は片道2キロ以内との説明でしたが、舞岡方面や倉田方面にお住まいの方は2キロ以内で十分に通える範囲だと思います。近隣校の児童数や学級数を見ると、倉田小や舞岡小は東戸塚小より少ないので、通学区域変更を行い、近隣校との平準化を図るべきではないでしょうか。新しく建設中や計画中のマンションについては、近隣校に通学してもらう措置を取るほか、東戸塚小学校の通学区域に特別調整通学区域を設定し、近隣校にも通学できるようにしてはどうかと思います。こうした対応だけでも、児童数の平準化は図れると思います。また、通学路の問題については、近隣校の校外委員と連携をとれば解消できると考えています。

また、校舎等の整備工事により、児童の学習環境に影響が出ることは問題ですし、行事の形態や特別教室の利用などに支障が出ると思います。

こうした点を考慮すると、教育委員会から提示された方策では、条件的に無理があると思います。方策を決める前に保護者にも納得ができる措置を講じていただけないでしょうか。

⇒ 通学区域の変更を検討する際は、通例、周辺校の学級数と保有している教室数の状況を踏まえています。保有している教室数は各学校で異なっており、東戸塚小学校の周辺校においては、教室数に余裕のある学校が少ない状況です。倉田小学校は他の近隣校と比べると余裕がある状況ですが、倉田小学校と通学区域変更を行ったとしても、東戸塚小学校の過大規模校の状態を解消できるほどの余裕はありません。

通学区域変更による抜本的な過大規模状態の解消は困難なことから、単独整備案、分校設置案、分離新設案という3案を中心に検討部会で検討していきたいと考えています。

また、学級数増加に伴うプレハブ校舎の設置や老朽化した校舎の建替えに係る工事については、他校でも同様に行っております。工事については、児童の安全や教育環境に最大限配慮しながら行ってまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

※お寄せいただいた御意見等は全て検討部会に報告しています。なお、紙面の都合上、要約して掲載しています。

9 検討部会における主な質問や発言 (凡例 ☆:委員 ⇒:事務局)

☆ 特別調整通学区域を実際に導入している地区はあるのか。また、導入した際のメリット・デメリットについても教えてほしい。

⇒ 特別調整通学区域はいくつもの地域で設定されています。メリットとしては、各家庭の事情に応じて学校を選択できることがあります。一方、地域からは家が隣でも別々の学校に行くケースがあるため、通学安全上の対応が取りづらい場合があると聞いています。

☆ 通学区域の変更について、他校では少しの変更でも地域からかなりの反対意見を受けた経験がある。特別調整通学区域を設定しても、保護者は働いている方が多いので、駅から近く迎えにも行きやすい東戸塚小学校を選ぶケースが多いと思う。そのため、通学区域を変えることは現実的ではないのではないか。東戸塚小学校の児童数増が将来的には中学校にも影響を及ぼすと思われる。

☆ 特別調整通学区域のシミュレーションが掲載されているが、倉田小学校側の認識はどうか。

⇒ 倉田小学校としては、倉田小学校を選択する子どもがシミュレーション程度で収まるのであれば、受け入れは可能という認識ですが、通学区域の変更は教室数の余裕がなくなるので難しいと聞いています。

☆ 分校の場合、建物を分ける必要があるという説明だったが、どのように区分することになるのか。

⇒ 敷地や校舎のどの部分が東戸塚小学校、東戸塚小学校〇〇分校に属するのかを明確にして、それぞれが管理することを想定しています。

- ☆ 分校にした場合、児童は学校名が変わるだけで否定的な反応になると思う。体裁だけ分校とすることはできないのか。
- ⇒ 体裁だけ、という質問については、お答えしづらいです。鶴見区の市場小学校の場合、けやき分校は敷地が離れていますが、同じ市場小学校の児童として運営を進めています。東戸塚小学校で想定できるケースについては今後確認します。
- ☆ 個別支援学級の児童数も増えていると思うが、受入れは問題ないのか。
- ⇒ 個別支援学級の児童数が増加傾向にあることは認識していますが、将来の個別支援学級の児童数を算出することはできないため、推計は作成していません。しかし、教室の確保や授業の内容について、教育委員会としてしっかりバックアップしていきます。
- ☆ 長寿命化による老朽化対策では、間取りの変更等はどのようなことができるのか。
- ⇒ 構造に影響しない壁を必要に応じて取り払い、間取りを変えることは可能です。ただし、校舎の構造は変えられないので、児童数・学級数が増えて、間取りの変更をしても教室数不足になる場合には、増築をする必要があります。
- ☆ 学校の校舎の高さに制限はあるのか。
- ⇒ 東戸塚小学校の敷地は、用途地域が第1種住居地域となっており、高さの制限は20mですので、5階建てくらいまでは建てることができます。
- ☆ 高層にして大きくつくり過ぎてしまうと、児童数が減少した際、教室数が余ってしまうことになる。
- ☆ 東戸塚小学校の耐用年数調査で現時点から100年以上もつという説明だった。東戸塚小学校の一番古い校舎棟は築50年以上だが、150年ももつのか疑問だ。浸水の多い場所でもあり、躯体も傷んでいる可能性もある。長寿命化するのであればしっかり調べないといけない。
- ☆ 子どもたちがすぐに外に出られた方が良い。小学校なのでなるべく低層の校舎が望ましく、4階建てくらいまでに収められればと思う。バリアフリーの観点も大事。
- ☆ P.6【表6】の各案のデメリットについては、運営の工夫等で対応できる部分もあると考えているのか。
- ☆ 工夫次第と考えているが、44学級まで増えてしまうと想像がつかない部分がある。教員へのアンケートでは、例えば、体育館については2学級が同時に利用できる広さが必要という意見があった。加えて、音楽室等の特別教室の確保も大切。また、人員配置に関する心配の声も多い。例えば、児童支援専任の教員が1名しかいないと厳しいし、養護教諭や栄養教員も1人では厳しいという意見が多い。
- ☆ P.6の【表6】4段目については、工夫次第だと考えている。分離新設をした際に比較されるという点は学校長としては望ましくない。最も大事なことは児童の安全である。学級数が増加するのであれば、副校長を2人にするなど、配置を増やすことができることとよい。
- ☆ 施設整備だけでなく、人的配置や児童の教育などの面も重要だと考えている。今後も児童がさらに増えるので、教室数不足が喫緊の課題である。未来の子どもたちのためだけでなく、今の児童のことも考えて、スピード感をもってやっていただきたい。

◆**第2回検討部会について** ※会議は公開で行います。傍聴については、後日下記ホームページで御案内します。

日時：令和5年8月17日（木）18時00分から 会場：東戸塚小学校 2棟1階ランチルーム
 検討内容：東戸塚小学校の過大規模校対策の検討について

◆**東戸塚小学校過大規模対策検討部会の検討経過等について**

部会の会議案内や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧いただけます。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/kadaikibo/higashitotsuka-kibo.html>



◆**事務局（お問い合わせ先）**

皆様からの御意見や御質問を受け付けております。Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。
 横浜市教育委員会事務局学校計画課
 Eメール：ky-higashitotsuka-kibo@city.yokohama.jp TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417

